

平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 平成29年12月6日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
 （議事） 午前 9時30分
 （延会） 午前11時23分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦	副 町 長 武 井 道 忠
教 育 長 嶋 山 英 二	総務企画課長 山 縣 幸 洋
町 民 課 長 妹 尾 一 正	保健福祉課長 小 川 公 一
産業観光課長 奥 野 隆 俊	建 設 課 長 津 島 昭 二
上下水道課長 渡 邊 孝 一	教 育 課 長 松 嶋 良 治
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也	会 計 管 理 者 藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之	総務企画課長代理 堀 賢 一
総務企画課主幹 三 宅 伸 幸	

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて {平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）}

- 議案第 6 2 号 専決処分の承認を求めることについて {公有財産の取得について (工場用地造成事業)}
- 日程第 5 発議第 2 号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議案第 6 3 号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 4 号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について
- 議案第 6 5 号 矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第 6 6 号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について
- 議案第 6 7 号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について
- 議案第 6 8 号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について
- 議案第 6 9 号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について
- 議案第 7 0 号 町道の路線変更について
- 議案第 7 1 号 町道の路線認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度矢掛町一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度矢掛町病院事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号) について
- 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度矢掛町水道事業会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
- 議案第 8 0 号 工事請負変更契約の締結について (水車の里体験型観光推進事業 水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結)

~~~~~

午前9時30分 開会

**○議長（江尻健二君）** 皆さん、おはようございます。

師走に入り、今年も残すところ後1か月足らずとなりました。皆様には何かと御多用の中、御出席いただき御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため本定例会の会議を欠席させていただきたい旨の申し出がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（江尻健二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、12番守屋正晴君と1番花川大志君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（江尻健二君）** 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日6日から14日までの9日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から14日までの9日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（江尻健二君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、町長から挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山野通彦君） 皆さん、おはようございます。

本年も残すところ後僅かになりましたが、年の瀬を控え何かと忙しい中、平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私御多忙の中、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。本年最後の定例会ということで、少し時間をいただきまして所感を述べさせていただきますと存じます。

矢掛町では、自然に恵まれ、幸い大きな災害がなく1年が過ぎようとしております。これもひとえに、消防団の年間を通じての予防消防活動、それに加えて、日頃から防災、減災を意識して日常を送っていただいている町民の皆さんの心がけのお陰だと感謝をしているところでございます。しかし、全国的には、局地的な大雨や河川の氾濫、土砂崩れなどの被害がもたらされております。このような自然災害は、いつどのような形でやってくるか予測がつくものではありません。

このようなことも踏まえながら、本年度、全町民向けの防災講演会を計画いたしており、今回の定例

会で御審議いただきます補正予算へ計上いたしております。私たちは日々、町民の皆様の生命・財産に直結する防災という観点から、強い意識を持って目配り・気配りが必要だと思っておりますし、行政としての公助の役割を果たしていかなければならないと考えているところでございます。

また、国際情勢では、先月２９日に北朝鮮が大陸間弾道ミサイルを発射し、国は更に警戒と監視を強化している状況でございますが、有事に備え、Ｊアラートによる情報伝達訓練が実施され、緊急時に町民の皆様が直ちに避難行動をとるために必要な情報を、メール等を迅速にお伝えできるよう、今後ともしっかりと確認してまいりたいと考えております。

そして国内では、１０月２２日に執行されました衆議院議員選挙におきまして、自民党・公明党の議席数が衆議院議席の３分の２を超える大勝となりました。安倍内閣総理大臣の所信表明の中には、先ほど申し上げました北朝鮮問題と少子高齢化問題が取り上げられました。特に少子高齢化問題につきましては、「子育て、介護など、現役世代が抱える大きな不安を解消し、女性が輝く社会、お年寄りも若者も、障害や難病のある方も、誰もが生きがいを感じられる“一億総活躍社会”を創り上げます。」と意気込みを語っておられます。本町においても、子育て支援政策などは、国より先行して取り組んでおりますが、今後の国の方針や政策内容等を十分分析し、早期着手に努めてまいりたいと思います。

そして矢掛町におきましては、本年度事業を堅調に進めておりますが、これから本格的に、新年度の事業計画及び予算編成に取り組んで参ります。

さて、今回の定例会で御審議いただきます案件は、専決処分の承認を求めることについて２件、条例の一部改正及び条例制定について５件、指定管理者の指定について２件、町道の路線変更、認定について２件、補正予算について８件、工事請負変更契約の締結について１件の計２０件でございます。どうか、適切な御決定を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、本定例会につきましては、一般質問をお受けいたしておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。

報告第１号、成人式の開催について御報告申し上げます。

新しい人生の門出を祝福いたします新成人を対象とした成人式を、年明け１月７日の日曜日、午前１０時から、やかげ文化センターにおきまして開催いたします。来年の新成人は、男子６８名、女子７８名の計１４６名でございます。成人式の実施につきましては、新成人が成人式実行委員会を立ち上げ、式の厳粛さを大切にしたい企画立案及び当日の式の進行を行います。

議員の皆さまにも、新春早々、御多忙の時期とは存じますが、お繰り合わせの上、御出席くださいますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第２号、お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただきたいと思います。矢掛町では、矢掛が持つ歴史や自然等のすばらしい資源を生かしたまちの活性化を進めており、全国に向け矢掛の魅力を発信し、移住・定住・交流の促進を進めております。

その一つとして、昨年に続き“第２回矢掛町ブランド・移住・観光ＰＲフェア”を開催いたします。開催日程は、平成３０年１月１２日金曜日と１３日土曜日の２日間で、開催場所は、東京新橋にございます県のアンテナショップ“とっとり・おかやま新橋館”でございます。このイベントを通じて、矢掛町ブランド認定品の特産品の販売や観光や移住情報などを広く首都圏の皆さまにお知らせし、矢掛町の魅力を実際に肌で感じていただき、矢掛町への関心を高め、観光誘客の促進、移住・定住、交流拡大の

足掛かりにしたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、在京のお知り合いの皆さまにもお知らせいただき、御協力いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第3号、出初式の開催についてでございます。

新春の恒例行事であります、矢掛町消防出初式を来年1月28日の日曜日、午前9時から、やかげ文化センターにおいて挙行いたします。この出初式では、消防殉職者に対します黙祷、新入団員への辞令交付をはじめ、消防業務に功労のあった団員の方々への表彰状の贈呈などを行うことにしております。

なお、式典終了後には、アトラクションといたしまして、各地区の小学校の鼓笛隊による市中パレード、また、弦橋上流の河川敷におきましては、樽出し・くす玉割りの競技が行われる予定になっております。

議員の皆様には、後日御案内をいたしますので、お繰り合わせ御臨席を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第4号、矢掛町下水道整備完了記念式典の開催について御報告申し上げます。

本町は、昭和63年に矢掛町汚水処理整備構想を掲げ、以来、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽設置整備事業の各事業を有効かつ積極的に活用し、事業に取り組んでまいりました。平成29年度末に下水道の管路整備が完了することを記念し、来年2月3日の土曜日、午前9時から矢掛町農村環境改善センター多目的ホールにおいて、下水道整備完了記念式典を開催いたします。

関係者の皆様に感謝の意を表し、町民の皆様とともに祝いたいと存じます。また同日、記念事業として、やかげ文化センターホールにおいて“米村でんじろうプロデュースによるサイエンスショー”を企画しております。

子どもさんから一般の方まで楽しんでいただける催し物となっておりますので、議員の皆様にも式典と併せまして御出席いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第5号、第30回矢掛本陣マラソン全国大会の開催について御報告申し上げます。

旧山陽道の宿場町矢掛を舞台に、健康の増進と参加者のふれあいを深めることを目的に、既に町の一大イベントとして定着しております矢掛本陣マラソン全国大会を、来年2月18日の日曜日、午前9時から矢掛町総合運動公園を主会場に開催いたします。

本年度は、ハーフマラソン、10キロ、5.7キロ、3キロのコースを、年齢・性別・親子ペアなど、18部門に分けて健脚を競っていただくことにしております。今大会では、例年にも増して、賞品の質・量の充実を図り、特に上位入賞者には、矢掛屋温浴別館内の湯の華温泉の入浴券を贈呈して、町並みの賑わいにつなげていこうと計画しております。

議員の皆様には、御多用のこととは存じますが、お繰り合わせ御出席いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

報告第6号、お手許に配付しておりますパンフレットを御覧いただけたらと思いますが、ふれあい会館の講座生によります成果発表と人権啓発の一環として、来年2月24日の土曜日、農村環境改善センターにおきまして、“ふれあいのつどい”を開催いたします。当日は、午前11時から講座生の作品展示、午後1時から舞台発表を行なった後、午後2時30分から、講師として、シンガーソングライター松本隆博さんをお招きし、“親子の絆 家族の絆”と題しての講演会を開催いたします。

当日は、手話通訳と要約筆記を用意しておりますので、聴覚障害をお持ちの方も是非御来場いただきたいと思います。なお、入場料は無料ですので、お誘い合わせの上、御来場ください。

町民の皆様には、広報紙や有線放送でお知らせして参りたいと存じます。議員の皆様には、講座生の発表と併せまして、御聴講いただきますよう、お願いを申し上げます。

以上、報告でございます。

○議長（江尻健二君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。

また、監査委員から例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。

更に、郵送による陳情の提出がありましたので、陳情文書配布表のとおり配付いたしておりますから、御覧ください。

議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、あわせて御覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めることについて {平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第3号)}

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて {公有財産の取得について(工場用地造成事業)}

**○議長（江尻健二君）** 日程第4、議案第61号及び議案第62号の専決処分承認案件2件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** 日程第4、それでは、議案第61号及び議案第62号の、専決処分の承認を求めることについて提案理由を御説明申し上げます。両議案とも、地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、この議会に報告し、承認を求めるものでございます。

まず、議案第61号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算(第3号)についてでございますが、補正額は、1,030万円で、補正後の予算総額は、76億4,330万円となります。内容につきましては、9月28日の衆議院解散に伴いまして、10月10日の公示、10月22日に執行されました衆議院議員選挙に係る経費の計上でございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第62号、公有財産の取得についてでございますが、中地区の工場用地造成事業に供するため、土地を取得したものでございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

**○議長（江尻健二君）** 町長から提案理由の説明が終わりました。

次に議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** [議案第61号、議案第62号について説明記載省略]

**○議長（江尻健二君）** 議案の説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。御質疑はありますか。

[なし]

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第61号及び議案第62号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号、専決処分の承認を求めることについて{平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第3号）}、議案第62号、専決処分の承認を求めることについて{公有財産の取得について（工場用地造成事業）}は、原案のとおり承認することに決しました。

~~~~~

日程第5 発議第2号 矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（江尻健二君） 日程第5、発議第2号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、を議題といたします。なお、この発議案につきましては全議員からの発議によるものでございます。

次に、提案理由の説明であります。全議員による発議ということで、本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、説明は省略したいと思います。

お諮りいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、提出者からの説明は省略することに決しました。

これより質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。お諮りいたします。発議第2号は、原案のとおり決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号、矢掛町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第6 議案第63号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第64号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について

議案第65号 矢掛町水車の里フルーツピア条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について

議案第67号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について

議案第 6 8 号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について  
議案第 6 9 号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について  
議案第 7 0 号 町道の路線変更について  
議案第 7 1 号 町道の路線認定について  
議案第 7 2 号 平成 2 9 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について  
議案第 7 3 号 平成 2 9 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 7 4 号 平成 2 9 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 7 5 号 平成 2 9 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 7 6 号 平成 2 9 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第 1 号）について  
議案第 7 7 号 平成 2 9 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 7 8 号 平成 2 9 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 7 9 号 平成 2 9 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について  
議案第 8 0 号 工事請負変更契約の締結について（水車の里体験型観光推進事業 水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結）

**○議長（江尻健二君）** 日程第 6，議案第 6 3 号から議案第 6 7 号までの条例制定案件 5 件，議案第 6 8 号及び議案第 6 9 号の指定管理者の指定案件 2 件，議案第 7 0 号及び議案第 7 1 号の町道路線変更認定案件 2 件，議案第 7 2 号から議案第 7 9 号までの補正予算案件 8 件，議案第 8 0 号の工事請負変更契約案件 1 件，計 1 8 件を一括議題とし，町長から提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山野通彦君）** それでは，議案第 6 3 号から議案第 6 7 号につきまして，提案理由を御説明申し上げます。議案第 6 3 号及び議案第 6 5 号につきましては，条例の一部改正に関するものであり，議案第 6 4 号，議案第 6 6 号及び議案第 6 7 号につきましては，条例の新規制定に関するものでございます。いずれも，地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。

まず，議案第 6 3 号，矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，平成 2 9 年度人事院勧告を受けて，国が一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を閣議決定し，今国会で成立する見込であることから，本町も給料表，勤勉手当等の改正を行うものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第 6 4 号，桃源郷はなしの里憩いの館設置条例についてでございますが，今年度，辺地対策事業で羽無地区に建設いたしております交流拠点施設について，名称を“桃源郷はなしの里憩いの館”として設置条例を制定するものでございます。施設の設置に必要な規定とあわせまして，施設の管理について，指定管理者を指定して管理させる規定も整備させていただくものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いをいたします。

次に，議案第 6 5 号，矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定についてでございますが，改正の内容といたしましては，水車の里の施設改修に伴い新たに整備する施設として，第 4 条第 2 項に飲食スペースを追加するものであります。



詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第66号、矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定についてでございますが、平成30年度より、農業集落排水事業を公共下水道事業に統合し、公共下水道事業を地方公営企業法に規定する財務規定等に改正し、関連する条例の改定及び廃止について、一括して行うものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第67号、矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定についてでございますが、平成30年度の下水道事業公営企業化に伴いまして、事業の運営に必要な調査審査等を行うため、矢掛町上下水道事業運営委員会を設置することとし、矢掛町水道事業運営委員会条例については、廃止するものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第68号及び議案第69号の指定管理者の指定につきまして、提案理由を申し上げます。これは、桃源郷はなしの里憩いの館及び矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、この議会の議決を求めるものでございます。

まず、議案第68号、桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定についてでございますが、内容につきましては、桃源郷はなしの里憩いの館の管理につきまして、指定管理者を指定して、その管理を代行して行わせるものでございます。指定管理者に指定する団体は、地域の団体であります、桃源郷はなしの里で、期間は、平成30年3月1日から平成40年3月31日まででございます。

詳細につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第69号、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定についてでございますが、内容につきましては、矢掛町水車の里フルーツピアの管理につきまして、指定管理者を指定して、その管理を代行して行わせるものでございます。指定管理者に指定する団体は、現在の指定管理者であります、株式会社エンジョイファームで、期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第70号、町道の路線変更について、提案理由を御説明申し上げます。これは、町道の変更にあたり、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第71号、町道の路線認定について、提案理由を御説明申し上げます。これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第72号から議案第79号までの各会計の補正予算について、提案理由を申し上げます。なお、議案第72号から議案第74号及び議案第78号並びに議案第79号の一般会計補正予算及び各特別会計補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、議案第75号から議案第77号までの矢掛町病院事業会計、矢掛町介護老人保健施設事業会計及び矢掛町水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくもので

ございます。

まず、議案第72号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、今回の補正額は2億1,670万円の増額で、補正後の予算総額は、78億6,000万円となります。主な内容としては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧いただきたいと思いますと思いますが、主なものといたしましては、まず、総務費として、人口増に向けた施策としての定住促進助成金につき、10件程度の増見込みに基づき1,200万円の増額を計上いたしております。

農林水産業費といたしましては、担い手定着対策として新規就農者への単県補助事業などにおける自己負担相当分に対し、町独自の支援を行うための補助制度を新設したことに伴う予算計上をいたしております。

また、商工費では、新たな観光施策として、国の地方創生推進交付金事業が認められました嵐山公園のライトアップ事業、前年度からの繰越事業であります観光案内看板設置について設置個所の追加等を行うための増額予算及び経済産業省の創設した、店舗などでの顧客サービス向上を図るための新規施策“おもてなし規格認証制度”導入に向けた予算を計上いたしております。

更に、10月に発生した台風など自然災害による災害復旧費も、あわせて計上いたしております。

そのほか、職員の給与費等の人件費並びに補助事業の確定に伴います事業費の調整などを計上いたしております。

詳細につきましては、総務企画課長・課長代理が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第73号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ100万円を減額し、補正後の歳入歳出総額を、21億5,000万円とするものでございます。

主な内容としては、歳出では、人件費等の調整及び社会保障・税番号制度に伴うシステム改修、歳入では、一般会計からの人件費等の繰入金の調整でございます。

詳細につきましては、町民課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第74号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、保険事業勘定につきまして、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、補正後の予算総額を、18億9,900万円とするものでございます。内容としては、人件費の調整、マイナンバー制度に係る電算委託料及び保険料の還付金が主なものでございます。

次に、サービス事業勘定におきましては、歳入歳出それぞれ200万円を増額し、補正後の予算総額を、1,600万円とするものでございます。内容としては、人件費の調整及び介護予防プランに係る委託料が主なものでございます。

詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第75号、平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、内容としては、収益的収支につきましては、収益及び費用の実績見込みを精査する中で、補正後の予算額、収益は16億9,800万円、費用は16億8,800万円で、差引1,000万円の黒字予算を調整させていただいております。

詳細につきましては、病院事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第76号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収入を1,800万円の増額、収益的支出を1,900万円増額し、総額

を 3 億 200 万円の収支均衡予算で調整させていただいております。

詳細につきましては、たかつま荘事務長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 77 号、平成 29 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正は、収益的収支におきまして、特別利益を 290 万円増額させていただくものでございます。

内容につきましては、退職給付引当金戻入益の増額に伴うものでございます。支出につきましては、営業費用を 220 万円減額させていただくものであります。主な内容につきましては、人件費の調整をさせていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 78 号、平成 29 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 400 万円の増額で、補正後の予算総額は、2 億 6,200 万円となります。主な内容といたしましては、施設管理費のうち需用費の増額によるものでございます。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、議案第 79 号、平成 29 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ 500 万円の増額で、補正後の予算総額は、7 億 5,800 万円となります。主な内容といたしましては、一般管理費のうち委託料の増額、施設管理費のうち需要費の増額、施設整備費のうち工事請負費の増額によるものでございます。

詳細な内容については、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、議案第 80 号、工事請負変更契約の締結について、提案理由を御説明申し上げます。これは、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては、水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結について、同意を求めるものでございます。

詳細な内容につきましては、総務企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上が、議案第 63 号から議案第 80 号までの提案理由及び説明でございます。慎重審議、御審議の上、よろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町長から提案理由の説明が終わりました。

次に、議案の説明を求めます。総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 〔議案第 63 号、議案第 64 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 〔議案第 65 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 上下水道課長。

**○上下水道課長（渡邊孝一君）** 〔議案第 66 号、議案第 67 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** 〔議案第 68 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 〔議案第 69 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 〔議案第 70 号、議案第 71 号について説明記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。ここで、15 分程度休憩いたしたいと思っております。これに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、１０時４５分まで休憩いたします。休憩。

午前１０時３０分 休憩

午前１０時４５分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第７２号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長代理。

○総務企画課長代理（堀 賢一君） 〔議案第７２号、事項別明細について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 町民課長。

○町民課長（妹尾一正君） 〔議案第７３号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小川公一君） 〔議案第７４号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 病院事務長。

○矢掛病院事務長（稲田欽也君） 〔議案第７５号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 介護老人保健施設事務長。

○介護老人保健施設事務長（丹下裕之君） 〔議案第７６号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 上下水道課長。

○上下水道課長（渡邊孝一君） 〔議案第７７号、議案第７８号、議案第７９号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第８０号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） 提案理由の説明、並びに議案の説明が終わりました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の本会議を明日７日の午前９時３０分から再開いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会とし、明日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは、本日はこれをもって延会といたします。皆さん、お疲れさまでございました。

午前１１時２３分 延会

平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会（第2号）

1. 会議招集日時 平成29年12月7日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
（議事） 午前9時30分
（散会） 午後2時57分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長 山 野 通 彦	副 町 長 武 井 道 忠
教 育 長 嶋 山 英 二	総務企画課長 山 縣 幸 洋
町 民 課 長 妹 尾 一 正	保健福祉課長 小 川 公 一
産業観光課長 奥 野 隆 俊	建 設 課 長 津 島 昭 二
上下水道課長 渡 邊 孝 一	教 育 課 長 松 嶋 良 治
矢掛病院事務長 稲 田 欽 也	会 計 管 理 者 藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長 丹 下 裕 之	総務企画課長代理 堀 賢 一
総務企画課主幹 三 宅 伸 幸	

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

日程第1 一般質問 1番, 7番, 9番, 3番, 2番, 11番, 12番, 8番, 4番

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 一般質問 1番, 7番, 9番, 3番, 2番, 11番, 12番, 8番, 4番

**○議長（江尻健二君）** 日程第1, 一般質問を行います。

お手許に一般質問の一覧表を配付しておりますが、今回の一般質問は9名の方々であります。質問の順序は通告順でいたします。

では、まず1番, 花川大志君お願いします。1番, 花川君。

**○1番（花川大志君）** 議席1番, 花川でございます。

通告に従い、賑わい創出事業の堅実な推進のあり方について、早速質問を始めさせていただきます。

先の第3回9月定例会では、平成28年の矢掛町決算審議も無事終えて、町の基金残高も増えたというありがたい状況の中、いよいよ次の年の行政施策・各種事業・予算など、平成30年当初予算が編成される時期となってまいりました。そのような時期的タイミングでの定例会一般質問でございますから、通告趣旨に沿い、賑わい創出事業の全体像を踏まえた上で、町民のお声に私見を交え、来年以降の町の将来的な方向性に対する執行部の見解をお聞きしながら、通告のとおり、事業の継承・継業、そして災害時の町なか賑わい集客地域の緊急対応について進めてまいります。

地方創生、地域おこし、まち・ひと・しごと創生総合戦略など、国の方針に沿った矢掛町における“まちおこし”の重要な柱の一つは、まさに賑わい創出事業であり、山野町政では、先見性をもって古民家再生事業を基幹とした、この賑わい創出事業を強力に推進してこられました。賑わい創出そのものは、全町的なものであり、中心となる場所こそ、まちなか・商店街ではありますが、町内7地区・各種産業・事業・組織・団体・個人、それを巻き込んだまちおこしが、官民協力のもと一歩ずつオール矢掛で今、作り上げられているわけであります。しかし、この現状は、見方を変えれば、その源であり原資となるべき一次産業から三次産業までの総体的な振興なくしては、維持・発展は、なかなかのことではないと私は常々考えております。

矢掛町の産業の現状を平成29年町勢要覧でみますと、一次産業、農業は、平成22年2月から平成27年2月までの5年間で町内の総農家数は13.1パーセント、経営耕地面積は17.3パーセント、いずれも減少しております。この数字は、決して低くなく、農業従事者の高齢化・後継者不足で農業労働力は著しく低下したと判じています。二次産業、製造業は、平成25年12月から平成26年12月までの1年間の比較において事業所数・従業員数・製品出荷額ともに対前年を上回ってはいるものの、これは、地場大手企業の生産増に集約されると推察されます。

一方、三次産業、卸売・販売サービス業では、地元の小売業を中心に平成19年6月から平成26年6月までの7年間で、事業所数で49軒、従業員数で148人、年間商品販売額ではなんと38億3,400万円の、いずれも減少となっております。この産業分野の低迷は、対象は主に小売り・サービス業、つまり観光振興を含めた受入れ態勢の充実に影響する傾向にあると私は推察いたします。

少子高齢化・流通販売形態の変革等の現状もあって、直接的に町民に関係する一次産業と三次産業は、それぞれ共通して後継者がいないことが衰退の要因と解され、将来的には、矢掛町の産業そのものの地盤沈下が懸念されます。

せっかく官民協働による賑わい創出事業の推進や、今進められている道の駅の整備とそれに連なるまちなかを基盤にした“まるごと道の駅構想”などで交流人口が増加しても、あらゆる意味で受入れを下支えする営農生産者・店舗経営者など、関連する町民主体の参加割合が下がってしまえば、さまざまな意味でこれからの矢掛のまちづくりのコンセプトとして町が推奨される“町民によるおもてなし”は、はたして機能するのでしょうか。この問題は、まず民間の営農生産者・商工業サービス事業者、あるいは産業ごとの民間組織・推進団体が正面から考え対応していくべき問題です。

その前提を踏まえた中で、昨今行政として後継者・継承者の育成施策の促進と同時に“継業”への取り組みがクローズアップされています。継業とは、一般的には、書いて字のごとく、事業・なりわいなど、その経営基盤を引き継ぐことですが、移住支援としてのその意味するところは、後継者がいないがゆえに廃業の危機に瀕している個人商店や中小企業、また営農者と地縁も血縁もないが意欲をもって就業・就農を望む移住者を含む第三者に結びつけること及びその取り組みのことを指します。

既に、和歌山県移住定住促進課では、本年平成29年5月からこの継業支援事業をスタートしており、本町議会も本年度議会全員研修でこういった事業を推進・支援する全国的組織、一般社団法人移住交流推進機構や、同じくNPO法人ふるさと回帰支援センターなどで視察研修を行いました。その折には、マッチングを行うことの大変さをお聞きしましたが、将来的には、都市部から地方への人材バンクへと発展させたいとのこと、さまざまなプランもお聞きしました。本町もこういった組織を有効活用するべきと考えます。

そうした場合、移住者を含む仕事を探す第三者と後継者を望む町内の経営者・営農生産者の要望に応じて、行政が双方を結びつける取り組みへシフトすることになり、別次元の新しい賑わい創出作業が発生すると言えなくもありません。よって、現場の対応は大変かと思いますが、こういった取り組みは、将来予測の中で必ず必要になると考えますので、まず1点目として、現在、町が行なっているこれに関連する取り組みと今後の方針に対する担当課としての見解をお伺いいたします。

2点目として、賑わい創出事業推進の過程の中で、特にまちなかでのイベント開催時には、賑わい創出施設を中心に多数の来町者であふれるわけですが、民間の集客施設も含め、緊急災害時、例えば、予測が不可能な大地震が起こった場合の町としての対応策及び観光集客をうたうまちづくりの一環として、どのような対処概念を持たれているのかをお伺いします。

あってはならないことですが、建物崩壊や建物火災が発生した場合の観光客の避難誘導や安全確保、そもそも、まちなかの町民に対する保護対策に平行してこれらを取り運ぶことは、人的にも物量的にも大変なことで推察されます。もちろん、自助・共助が前提なのは、言うまでもありませんが、公助の部分において一定のセキュリティープランが必要と考えられますが、担当課の御見解をお伺いします。

また、今、矢掛町は、町内外からの資本投下による店舗や事業所の開設が進みつつあります。まちづくりにとって意義あるテーマである古民家再生と空き家活用というキーワードが、古の宿場町のイメージと重なり店舗価値を高めているのでございましょう。そんな折、観光ガイドを行なっているとき、観光客との会話の中で、町並みについてある御意見をお聞きしました。いわく、「古民家再生って、耐震基準は満たしているのですか。」との問いかけでした。古民家とか空き家という言葉から、昨今の地震

災害における建屋に対するぜい弱なイメージを連想するとのことでした。この方は、福岡県北九州市から来られた方で、「先の九州熊本地震以降、そんなことが気にかかるのでお聞きしてしまった。」とお話しになりました。

このように、観光来町者の見方、あるいは旅行先の選定には、さまざまな思いが交錯するのだと、私もかつて旅行業に携わっていたものとして考えさせられるものがありました。つい先々月、10月31日の出来事でございます。そういったことを考えながら、もしもこれから矢掛で古民家・空き家を利用して店舗商売を起こそうと希望されている方が、同様の考えで投資を躊躇されるとしたら、これは大変残念なことであるなど、ふと思いました。

一定の何らかのセーフティネットを構築することによって資本投下が促進され、町が推進する“安心安全なまち”を担保することになるのならば、投資する人、訪れる人、そして矢掛町民にとってこれは有意義であると言えるのではないのでしょうか。これもある意味、賑わい創出の一環なのではないかと考えるわけです。担当課からこの件についての現状と、行政としてできることとできないことについての御見解をお伺いします。

以上2点、賑わい創出事業の堅実な推進のあり方という観点から、それぞれ担当課の御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 1番議員さん、花川議員さんの御質問、賑わい創出事業の堅実な推進のあり方、1点目について、産業観光課からお答えをいたします。

矢掛町は、豊かな自然を背景に歴史・文化に裏付けされた農・商・工業などの産業のバランスがとれた発展を遂げてきました。少子高齢化、ライフスタイル・価値観の変化などの影響を受けまして、本町でも人口減少が予測されております。これは、産業にも課題を生じてきており、さまざまな施策の展開を進めているというところでございます。

議員さんの言われる継業、後継者、継承者の育成・確保の取り組みといたしまして、農業では、新規就農者の受入、営農組織、認定農業者などの地域の担い手の確保、美川地区での「みかわてらす」による農業振興、交流促進など継続して営農できる環境づくりを進めており、商業では、商工事業者貸付事業補助、ブランド認定事業による農産物、加工品等の生産・販売促進や空き家を活用した新規創業支援などを進めております。また観光面では、古民家再生事業を起爆剤とした賑わいのまちづくりによります観光客等の交流人口の拡大を進め、町外からの購買力を高め、商売を継続して行えるよう、観光施設の整備、イベント開催、民間イベントの事業の支援など、ハード・ソフト両面から取り組み、これらの産業の振興による定住人口の減少を最大限に縮小し、また、賑わいづくりによる交流人口の拡大により、農業・商業・観光等の産業の連携を進め、発展させていくかということになろうかというふうに思います。

一次産業から三次産業のバランスのとれた振興を進めながら、各産業間相互の連携の中で、商業・農業等の二代目・三代目の後継者や新たな担い手を呼び込むなど、それぞれの産業における担い手を確保し、町内で活動しやすい環境づくりを進めているところでございます。

1点目の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、1番議員、花川議員さんの2点目の御質問にお答えをさせ



ていただきます。災害時、特に地震災害のときの対処・対策等についての御質問でございます。

確かに、見知らぬ土地とか土地勘のない場所、そこでもし大地震にあったらということを考えると、自宅とか地元で起きる時より、はるかに不安になろうかと思います。イベントのときの町内町外から大勢の方が来られるわけですが、いざというときの避難所の情報というのが全く分からないと思いますので、まずどう行動していいかという判断ができにくい状況であろうかと思います。

議員さんおっしゃられましたとおり、基本的には、観光地であろうがどこであろうが、まずは自助とそして地域の方々の共助によるものしかないのではないかと考えております。特に、台風とか水害と違いまして、地震の場合は、いきなり予備情報なしにやってまいりますので、災害発生時、行政は、行政の動きというのはもちろん当然ではあるんですが、自治会・町内会、消防団、自主防災組織、それぞれ共助の機能を最大限発揮していただかなければならないことであろうかと認識をいたしております。

来場者にとりましては、イベント時というときは、まずは主催者、それから地域の参加者、近隣住民の方が頼りになろうかと思います。当然、自助である自分の安全確保というのが第一ではございますが、その上で共助ということになろうかと思います。

災害は、さまざまな状況が想定できるんですが、共助の次に避難、救助、そういった、とにかく情報を役場、警察、消防、そういったとこにいかに早く伝えていただいて、公助につなげていただくかということが重要かと考えております。なお、行政の役割としては、災害時の対応備え、それとともに災害に強いまちづくり、これを計画的に進めていくことが重要でございます。矢掛町は、御承知のとおり、過去の歴史上、水害に対して強いまちづくりというのを長年かけて進めてまいっています。これは、周知のことと思いますが、地震対策につきましても、指定している避難所を、全て耐震化を行なっておりますし、道路網、公園整備、そういった安心安全なまちづくりを進めております。

今後、更には民間住宅、建築物、こういったものを耐震診断、非構造部材を含めまして耐震化等含めた耐震改修、こういった災害に強いまちづくり、これを推進していければと考えております。なお、古民家再生の耐震についての御質問がございましたが、町家交流館、矢掛屋の本館・別館、いずれも補強いたしております、耐震に問題はございません。また、火災に対しても一応、不燃建物ということで改修をいたしております。

それからまた、民間の資本投下に対するセーフティネットの構築についての御意見がございました。残念ながら、町が制度で民間の資本投下に対する安全を担保・保障するというのは、これは不可能であろうかと思います。もし被災された場合は、資本投下した民間事業所だけのことではございませんので、事業所であろうが一般住宅であろうが、その復興については、公としてできる限りのことは最大限取り組まなければならないというふうに思っております。

資本投下につきましては、店舗等になりましたら、創業支援といった助成制度もあります。また住宅については、耐震改修やリフォーム、それから新築助成、そういった制度がございますので、御活用いただきまして、安全な、災害に強いまちづくり、これに御協力いただいて取り組んでいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** それぞれ担当課長さんから御答弁をいただき、ありがとうございました。

まず1点目については、“みかわてらす”の創設、ブランド認定事業などの農業振興策や、さまざまな商業振興策を推進するため、二代目・三代目後継者、そして新たな担い手を呼び込み、町内での活動

促進のための環境整備を行うとのことでございました。

具体策はともかくとして、この問題の将来に対する認識は、私どもと大差ないと思われますが、いずれも入り口論の感が否めません。前段申し上げましたとおり、まずはそれぞれの当事者が対処すべき問題ですが、営農者の方も店舗事業者の方も、皆さん一生懸命事業の継続やその継続を円滑に行えるように後継者の確保に取り組まれていたのでしょうけれども、残念ながら数値として農家も耕地面積も、小売業・販売店舗、そして産業人口、いずれも減少してきた現実がそこにあるわけです。

もちろん、その改善策の一つが、観光振興を基幹とする矢掛町の産業構造改革をも目途とした賑わい創出事業そのものであることは、皆さんの共通認識であると思います。

観光元年宣言以降、2年10か月に及ぶこの施策が今のまま着実に進展していけば、道の駅構想とも相まって現況のとおり商店街にはさまざまな職種の小売店舗が増えることが予想され、三次産業の回復を促進するやもしれません。しかし、そう期待するからこそ、それを補完するべく、ある程度のテコ入れが今後必要なのではないのでしょうか。

この問題の対応として今、町が取り組まれている“空き物件バンク”，これは空き家・空き農地の情報提供をもってU・J・Iターンによる定住促進や、農業体験による就農促進を行う施策と承知しておりますが、同施策は、既に産業観光課内地域振興係さんが進めておられるわけです。運営実績もあろうかと存じます。

一方、継業支援対策は、空き物件バンクと運用概念は、ほぼ同じと考えられますものの、少し意味合いが異なり、今ある“なりわい”としての農業・商業に対して長年培われてきたお店の信用とか営業基盤をも譲渡・継承させるため、町外からの移住希望者を矢掛町へ直接かつ現実的に呼び込む仕組みです。移住者はある程度保証された業務基盤を継承することによって生活を安定させることができ、安心して矢掛町へ定住することができます。行政には、そのマッチングを図る施策へ空き物件バンク同様、取り組んでいただきたいわけです。

そういった見地から、既存の施策と関連した具体的な発展性への見解を含め、継業支援・対策事業への今後の取り組みについて、もう少し掘り下げた御見解を担当課である産業観光課長さんにお伺いします。

また、2点目については、現段階での行政として実施可能な範囲を詳らかに御説明いただきましたが、災害時の避難・救助については、お互いの自助・共助が基本であり、特にイベント時であれば地域各組織や自主防災組織、住民の協力が必要とのことでありました。

また、資本投下に対しては、創業時の支援・助成制度、特に耐震改修やリフォーム、新築段階で自主的に防災意識をもって制度を活用していただきたいとのこと、その上で行政としては、民間へのセーフティネット策定は、不可能とのことでありました。セーフティネットについては、今、総務企画課長さんの御説明を受け、これは、なかなか難しく策定根拠が公平性を欠くものと理解できましたが、その上で宿場町特有のいわゆる“鰻の寝床”と表現される我が町の商店街には、防災はもちろん、避難・救助に対する矢掛町独自の一定のプランが必要なのではと考えます。

賑わい創出における観光集客の現状の中で、街としての安心・安全を少しでも担保することの必要性は、これをPRすることで街なかの町民の皆さん共々、観光来町者に“自助・共助の意識付け”につながるのではないかとということであり、これもひとつの矢掛を訪れてくださった方々へのおもてなしだと私は考えております。

そもそも、宿場町やかげの町並みは、江戸時代もともとあった茶臼山のふもと、古市の町が大火・大火事によって今に残る現在の場所へ移されたものであり、町火災という災害によって大きな傷を受けた過去があるわけです。また、四十有余年の歴史を誇る宿場町矢掛の大名行列は、悲惨な大水害から街と町民を元気づけようと、時の矢掛町商工会さんが企画された、いわば復興の足跡です。そういった災害から立ち上がってきた町の歴史一つひとつが、観光の町やかげをより重厚なものにすると私は考えるのです。矢掛の歴史に鑑み、今、この時代に観光地宣言をした町として、安心・安全を担保するセキュリティプラン・セーフティネットの企画は必然であると考えます。

その前提の中で、今、矢掛町には、防災研修を活動趣旨とする一般社団法人があります。こういった組織・団体の知見と活動経験をもとに“まちなか防災プラン”の策定を委託してみてもいいのではないでしょうか。一般社団法人ですから、基本的に策定コストは必要最低限度にまとめることができると推察しますし、何よりもこういった組織がまちづくりに参加していただければ、大変心強く、誘致した意義が発露されると思います。

災害は、あってはならないことなので、プランの発動が永遠に來ないことを祈りますが、時代とともにそのプランを更新していくことで、防災意識と安心安全なまち矢掛の本質を高めることになるのではありませんか。この件についても掘り下げた御見解を担当課である総務企画課長さんにお伺いします。

以上2点について、再質問としてそれぞれ担当課に御答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** それでは、再質問の1点目、空き家物件バンクと関連した具体的施策の発展性、今後の取り組みということで、お答えをさせていただきます。

矢掛町へ移住する方が、農業・商業などの新たな事業活動を行う場合、不慣れな地域でという精神的な面、それから心的な面という部分での負担があると思われます。

創業、事業継承の支援といたしましては、国、県、その他の支援関係機関が行う事業塾、創業支援セミナー、よろず拠点支援での相談、創業・事業継承にかかる補助制度等を受けることができます。これらを御利用いただくとともに、町では、空き家を活用してお店等の新規創業をする場合には、新規創業支援補助制度により空き家購入費用、改修費、創業にかかる設備・備品購入費の一部として補助率3分の2以内、補助限度額は300万でございますが、そういった補助、それから市場調査、販路開拓、展示会の出展、広告宣伝、販売促進などに要する経費の補助、補助率は2分の1で補助限度額は100万円。更に、空き家の賃借料補助による出店の支援をいたしております。

また、移住にあたりましては、地元の自治会・町内会等の顔合わせ等調整にも職員が立ち会っているというところでございます。

新規就農者につきましても、国や県の研修制度や補助制度などの支援制度を活用しながら対応しておりますが、青年就農給付金の受給対象年齢を45歳未満から55歳未満に拡大、あるいは農地代、家賃補助、JAと共同したアスパラ研修補助での補助など、町独自の支援も行なっているところでございます。

町では、人口減少が見込まれる中で、定住人口の確保を目指しております。空き家を活用した移住促進もそのひとつということになります。移住生活を長く充実したものにしていただくため、働く場の確保、働きやすい環境づくり、子育て環境の整備などを進めております。

創業・継業支援につきましても、移住生活を考える中で必要な施策と考えております。国・県・その

他の制度の活用と併せまして、町、商工会や金融機関等での支援窓口での相談などをはじめといたしまして、先ほど申し上げましたような商業・農業などの産業に応じた支援を行いながら、課題がありましたら必要な支援を行なってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

1点目の回答とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、再質問2点目でございますが、矢掛町独自の防災プランといたしまして、地域防災計画というものがあられるわけですが、町内には、おっしゃられるように、鰻の寝床の市街地もあれば、田園地帯、山間地帯、さまざまございます。そうしたことから、災害想定というのは、数限りなくございます。

現在の地域防災計画では、災害の種類、施設の種類など、そういったさまざまな想定を行なっておりますが、おっしゃられるように特定の場所ごとの想定を行なって記載しているわけではございません。議員さんおっしゃられましたとおり、市街地のような特定の場所、こういった災害想定も必要かなというふうには思っております。

今年度の町では、専門家を招いて町の職員を対象にしました防災研修というものを実施しております。まずは、こうした研修に一般的な水害とか地震想定だけではなく、特定の土地と言いますか、特定の場所の災害想定やシュミレーションを取り入れて、専門家の意見を聞きながら、まちなか防災プランとまではないかなくても、議論してシュミレーションしていければと思っております。

確かに、町民の防災意識、先ほど申し上げましたが、安心安全なまちづくり、災害に強いまちづくりというのは非常に大切でございます。

今回、補正予算にも計上させていただいておりますが、来年2月に町民を対象とした防災講演会、これも計画をさせていただいております。議員さんもおっしゃられましたが、矢掛町も過去大きな災害から立ち上がったという歴史がございます。

町内外、さまざまな方々のお知恵をいただきながら、外にも発信していけるような安心安全のまちづくり、これに取り組んでいければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁ありがとうございました。

町の方針に沿って産業振興を具現化される実務担当課と、企画と財政担当課のそれぞれの課長さんから御答弁をいただいたわけですが、行政の実務的な観点と制度、また担当課長としての御見解をお聞きし、出来得ることとそうでないことなど、今後のまちづくりへの方向性を伺うことができました。

お話しした継業支援対策とまちなか防災プランは、賑わい創出の先にある定住施策を意識しての提案でしたが、これ自体が矢掛町賑わい創出事業をもって行うまちおこしをアピールする一つの媒体になるのではないかと私は考えています。しかも、外から来られる観光移住者と矢掛町民双方へのPRです。

産業観光課長さんの御答弁にも一部ありましたように、空き物件バンクを軸に考えますと、どうしても一次産業のほ場施策に偏ってしまいます。もちろん、これはこれで当然必要な施策でございます。その上で、三次産業衰退の歯止めとして、飲食店も含めた小売販売サービス業を対象にした継業支援に関する取り組みは、やはり必要なのではないかと考えます。

更に、移住・創業・継業への支援は、そのまま賑わい創出に直結するものと考えられますので、むしろそういう枠組みの中でこの施策を進めていただければと考えます。

継業支援による産業の底上げは、足元を顧みると言いますか、根本的な部分の対策に目を向ける、それが本来、賑わい創出事業を通じた定住施策、人口増対策など、今後、矢掛町が対処しなければならない重要な課題であると考えられます。

賑わい創出3施設のグランドオープン、観光元年宣言から賑わいを彩るさまざまなイベントの恒常的な開催など、華やかな部分のみがクローズアップされてきましたが、これからは、日が当たらない部分と申しますか、賑わいを下支えする矢掛町の原動力である産業を盛り上げていただき、一段ステップアップした賑わい創出へシフトしていただくことを期待します。

そこで、前段の各担当課長さんとの質疑応答の経過も踏まえ、賑わい創出事業の堅実なあり方について、また今後の方針・展開も含めて山野町長の御見解の一端をお聞きしたいと思いますので、御答弁のほどお願い申し上げます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 花川議員の御質問にお答えしたいと思います、この質問のやり取りを聞きながら、よくどこまでやれてこられたなあということを痛感しております。

まあ、思い出してみますと、この話、観光元年と名付けてまだ2年10か月であります。この質問の内容が、この僅か2年10か月でこれだけ質問する内容があるかということに対して、私自身、逆に嬉しく思っているところでございます。

その当時を思い出してみますと、やはりその堅実なあり方とか、行政ですから、プラン・トゥー・シーというのが基本にあります、この行政のやり方だったら、私は決断をしませんし、今の姿は、なかったというふうに思います。

その時を思い出したのは、私はあの町を、歴史的町を残すというこの信念で決断をしたわけであります。その時に、どう展開していくか、どうなるかというこの今の質問の内容を全部詰めてまいりますと、ほとんど決断はできてないというふうに思いますし、私も行政を半世紀しましたけれども、そう簡単ではないというふうにずっと思ってきたところでありますが、単純に町を残すというこの信念のもとにスタートしたというのが、今があるだろうというふうに思います。

そういう中で、その時点でもうちの課の中には、観光関係は全くありません。全く素人の課をつくりまして、職員も2年10か月、本当に今までいわれるような材料を作って、作って、作りぬいて今日来たわけであります。

特にまあ、補助制度等はそう簡単にはいかないという認識の中で、あらゆるものを県下一の補助制度をつくって今ここまで来た。それは、成果があったかなあというふうに今も思っております。そういうことの裏については、しっかり財源が必要なことであるから、いつもお金の準備をして事業展開をしてきたということの状態かというふうに思います。

今、個々の点を、話しをしますとですね、ほとんど展開をしています。先見性という中、ただ、今、議員が言われる入り口だといわれたら、そのとおりだろうというふうに思います。通常ですね、東京、大阪、そういうところへどんどん行かせてですね、特に職員をこの観光イメージをつくりながら、かつですね、都会の人と、まあ、以前ですと東京へ何人も出張をするというのは、ほとんどノーの予算だったろうというふうに思いますが、今は、ノーマークでですね、PR等、そしていろいろな場所へ経験をさせておるということ、そういうことも一つの大きなメリットの中で、今日を迎えたかなと思います。

そういうことで、大事なものは、やはり今言われるように、後の住民の方々の反応が非常に大事であり

ます。そういう面では、4年前とは商工会等の姿もかなり変わっておりますし、町民の意見を聞いてみてもですね、肯定的な意見もあるというふうには思っております。

この件について、今後のあり方ということについてはですね、そう簡単ではありません。そういうビジョンがきちっとできるならば、誰でもやれるわけでありませけれども、そう簡単ではないという認識を持っております。つまりですね、日々毎日来るお客さんの意見を、花川議員も聞かれておりますでしょうし、そして住民の方の動きもあります。情報がいくらかでも出てまいります。そういうものにどう対応していくかということに関しては、やはり、ひと、もの、お金、こういうものがセットでなければ実現ができません。

今、今日のスタンスから言わせば、町中の動きを、そして声を、そしてそれを実践するためには、お金がかかることについては、ちょうど私が決断した後に安倍政権が誕生いたしまして、大きな地方創生、こういう名のもとにですね、大きな流れが出てきました。私は、それを最大限吸収しております。そういう中で今がある。到底、矢掛町の財政で今の姿ができることは絶対ありません。そういうことは、私の場合は、お金が準備できなければ行動は起こしませんが、そういう風に乗ってですね、国のお金、県のお金を利用しながら地域創生の風に乗ってですね、今の現状があるということです。

国も地方創生もあと2年、平成31年度までと言われておりますが、ある意味ではそういうことを活用しながらですね、住民の皆さん方の意見、観光客の意見等々聞きながら、やっていくということでもありますので、頭の中にはいろいろありますけれども、これから当然議会へ提案したりですね、そういうふうにやっていきたいというふうに思っております。

そういうことを理解していきながらですね、一次産業、二次産業、三次産業、当然この事業をやる前は当然、矢掛町ですから、一次産業は、儲かる農業を目指しながら今も動いてます。非常に努力されてますけど、そう簡単ではありません。それだけけれども、関係者はですね、少しでも努力をしようということで、これも4・5年前とは大きく変わってきておるというふうに思います。

工場誘致は、現在、今話も来ておりますが、これはまた地域の方と御理解いただきながらやっていこうというふうに思いますし、商業は、やはり商工団体、それから農業は、やっぱりJA等々がタイアップしてやらなければならないことでもありますので、しっかりと関係者に呼びかけながら一歩でも二歩でも前進しながら、今、議員が言われるような一次、二次産業のバランスのとおり、言葉はみやすいんですけど、そう簡単ではありませんが、絶えず挑戦をしていくということでもあります。

今後においてもですね、私の一言は、もう“挑戦”に尽きるという感じがいたします。

それから、それぞれの今の課題は、それぞれ担当の方から回答しておりまして、2年10か月の行動の範囲でありますから、いろいろ参考になることは、これから参考にさせていただきですね、一歩、二歩、ステップアップしていかなければならないということですのでございますので、ぜひ議員さんは、現実に活動されておりますので、やっぱり人の関係が非常に重要だと思います。

行政の役割、特に災害の話が出てきましたが、これについてはですね、基本的に個人財産というものと、公の役場、これをきちっとですね、どこまで民の分へ公がやっていけばということに関しては、今、課長が申し上げたとおりでありまして、行政ができることは最大限やる。個人できちっとやっていただくことには、しっかりとそれを指導しながら安全なまちづくりができればというふうに思っております。

なにぶんですね、内容がすごいことでありまして、ほとんど網羅されておりましたので、これを全部解説しますと時間ありませんが、気持ちの上で御理解いただいて、“一流の故郷”，一言で言えばこ

れを目指して頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 花川君。

**○1番（花川大志君）** 御答弁、ありがとうございました。

さまざまな見地から、賑わい創出について今後作り上げていく矢掛町の未来像への見解を伺うことができました。短い期間の中でさまざまな行政職員さんはじめ執行部の方向性というのは、一定の評価を我々町民は行なっているわけでございます。

その中で、大名行列サンフランシスコ公演などでお世話になった岡山大学の地域総合研究センター岩淵助教授が、「矢掛の観光は、町の政策に民間の動きが加わり、よい流れが生まれている。今後は、観光客だけでなく住民が幸福感を得られるかがポイントで、まちづくりへ積極的に参加すること、これが必要だ。」とメディアのインタビューに答えておられました。

今、町長のお話を聞きますに、まさにまちおこし、しごと・ひと・まちということであると感じますし、我々もできることでそれを率先して行政が今、一生懸命企画、編成してくださっていること、その相乗効果を高めるためにも、我々もしっかり情報提供して、あらゆる情報の中でよりよいものを作り上げていくと、これが本当の意味でのまちづくり、賑わい創出なのだろうと感じました。そういうまちづくりをお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に7番、笹井愛子さんお願いします。7番、笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 議席7番、笹井でございます。

通告に従いまして、住んでよし、訪れてよしのまちづくりについて質問いたします。

地域の活性化のバロメーターは、人口増減にあると言われていています。現在、矢掛町は、人口減少に歯止めがかからない状況にあります。国立社会保障人口問題研究所の推計によると、2040年時点で矢掛町の人口は1万人を割ると推定されています。また、有識者でつくる日本創成会議では、子どもを産む中心年代の20代・30代の女性が現在の半分以下に減り、自治体運営が難しく、将来消滅する可能性がある」と指摘されています。

こうしたことを踏まえ、まちづくりは、観光活性化もさることながら、最も優先すべきことは、住んでよしのまちづくりだと考えます。

過去にまちづくりに関しまして、いろんな角度で要望させていただきました。再度、出産・子育て支援について質問します。若い人たちが矢掛町に定住してたくさんの子どもを産んで育ててもらいたいと願っていますが、産婦人科の医師不足のため、本町には出産の受け皿がなく、町外で産んでいただくという矛盾した現実があります。

こうした状況なので、出産費用はもちろん、諸雑費の全額補助がされていると思います。現在、実施している出産育児一時金として医療機関へ直接支払われる42万円だけなのか、諸雑費については、どこまで補助されているのか、お聞かせください。また、乳幼児育児の必需品の助成、経済的支援、安心に満ちた子育て支援について、他市町村が通常実施していること以外で本町が独自の施策をしていることがあれば、具体的に御指摘ください。保健福祉課長、御答弁をお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 7番、笹井議員さんの御質問にお答えいたします。

出産・子育て支援について、ということですが、出産・子育て支援の対策につきましては、平成28年度から、町長の重要施策として、さまざまな施策を展開しております。関係機関や広報等で

周知を図っておりますが、改めてこの場をお借りしまして御説明させていただきます。なお、結婚・妊娠・出産とそれぞれの時期について時系列で御説明いたします。

まず、結婚についてですが、結婚に際しまして、結婚祝い金として10万円を支給しております。また、新婚生活支援事業として、新たな生活のスタートのため、準備費用として24万円を上限に支給しております。更に、不妊治療のための助成金として、県の助成に上乗せをして20万円を上限に助成を行っております。

次に、妊娠をしてからでございますが、妊娠後の健診費用として5万円を助成しております。また、妊娠期から産後1か月の間の妊産婦の方は、医療が必要なケースも多いということで、8万円を上限に医療費の助成をしております。

次に、出産された場合には、第1子10万円、第2子20万円、第3子30万円の誕生祝金を支給しております。また、乳幼児連れの家族が安心して外出できるよう、公共や民間の施設におむつ交換や授乳施設を整備し、赤ちゃんの駅として登録を進めております。現在、16施設が登録されております。

また、子育て支援センターには、発達相談員を配置し、週2回、子育ての発達相談を行っております。

次に、幼稚園や保育園への入園につきましては、幼稚園の場合、保育料は全額無料としており、保育園でも第2子は半額、第3子は無料としております。そして、小学校への入学に際しましては、入学祝金として3万円を、中学校に入学の場合は5万円を支給しております。

次に、お子さんがもし万が一病気になった場合の医療費につきましては、18歳の年度末までは無料、予防接種につきましても、1回あたりインフルエンザ1,500円、おたふく3,000円、ロタウイルス9,000円の助成を行っております。

以上のように、出産育児一時金や児童手当など、市町村一律の施策に加えて、町独自で子育てのさまざまな場面において必要と思われる支援を行っております。

今後におきましても、子育て世代のニーズを調査し、新たな支援について検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御答弁ありがとうございました。

さまざまな施策をお聞かせいただきまして、若い人たちの定住につながりますように、子育て支援ナンバーワンの町に向けて多彩な施策を展開されている愛知県東郷町のように、本町もオンリーワンの魅力ある施策をしてもらえることを期待して、次の高齢者訪問医療についてお尋ねします。

高齢化の時代を迎え、各地方自治体は、高齢者対策に真剣に取り組んでいます。高齢者の皆さんが今、何を望んでおられるのか、医療・保険・福祉など、それぞれの御要望を把握し、それにお答えできる努力が求められています。

高齢者の訪問医療について質問させていただきます。かつて在宅医療について、鳥取県の日南町が実施している事例を研修しました。矢掛町も日南方式ができれば、高齢者の方に生きがいを感じてもらえるのではないかと思います、要望させていただいた過程があります。

日南町では、昭和50年代から今日の高齢化を見越して在宅医療、居宅介護支援など、35年間にわたって続けておられます。矢掛町は、高齢者の訪問医療、在宅医療に対して現在どのように対応されているのかお尋ねします。御答弁よろしくお願いいたします。



**○保健福祉課長（小川公一君）** 笹井議員さんの御質問にお答えします。

高齢者の訪問医療についてでございますが、鳥取県日南町では、昭和58年から月に1回、平成8年からは毎週月曜日に在宅支援会議を開催しております。その内容は、日南病院の医師、看護師、薬剤師、理学療法士、社会福祉法人のケアマネージャー、看護師、ヘルパー、介護士、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士が集まって、病院側からは、患者さんの状況説明、在宅での介護にあたっての要望を伝え、介護する側からは、医療的な処置や状態の把握、行政からは、要介護認定の状況等の報告を行うなど、患者さんを中心に関係者が情報を提供し共有することで質の高い医療や介護を受けることができるようになってきているというものです。

訪問医療につきましては、現在、岡山県の地域医療構想や保健医療計画の中で、地域ごとに病床の機能分化を進めておりまして、医療の必要性の低い慢性期の患者さんにつきましては、医療と介護のサービスを一体的に提供することを推進しており、市町村におきましては、患者さんが住みなれた地域で、できる限り自立した生活を送れるよう、医療、介護の連携を進める地域包括ケアシステムの構築、強化を進めております。

保健福祉課では、矢掛病院と協力をし、これまでに地域医療介護連携フォーラムを開催し、在宅医療や看取りについての意識改革を進めてまいりました。また、3か月に1回程度の頻度で矢掛病院や町内の開業医の先生、歯科診療所の先生、介護保健施設の職員の方を対象に医療懇話会を開催をし、介護医療の連携を進めております。

今回御質問いただきました日南町の事例でございますが、既に矢掛病院主導ではございますが、必要に応じて退院患者についての個別のケース会議を開催しております。また、名部管理者から定期的な会議の開催について御提案いただいておりますので、実施に向けて前向きに検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 御答弁ありがとうございました。

日南の院長先生の、在宅訪問医療に対する熱をもって話して下さった姿が、今でも私の眼裏に残っています。1人暮らしの高齢者を始めとする訪問医療、居宅医療は、現代社会において欠かすことのできないものと思っていますので、十分な対応をお願いします。

続きまして、福祉の充実について質問します。県は、2012年度から毎年実施している県民意識調査をまとめて発表しています。この調査は、県民のニーズを把握し、県政に反映させようとするものです。設問20項目をあげ、満足度・重要度に分け、調査しています。

重要度の数値によると、医療福祉が4年連続トップになっています。

御存知と思いますが、順位ベスト5までを参考に紹介しますと、1位、良質な保健医療福祉サービス、2位、雇用の確保、3位、安心して子どもを産み育てる、4位、災害の不安がない、5位、犯罪や交通事故の不安がない、となっています。ちなみに、“国内外から観光客が訪れる”は、17位でした。

住民の要望が高い福祉の充実について、福祉のまち矢掛の特徴があれば、お聞かせください。保健福祉課長、御答弁よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 保健福祉課長。

**○保健福祉課長（小川公一君）** 福祉の充実について、ということでございますが、県民意識調査につきましては、議員さんのおっしゃられるように、新晴れの国おかやま生き活きプランの施策推進にあた

り、施策展開の基礎資料とすることを目的に県が調査を実施しております。

今回御質問いただいております、良質な保健医療・福祉のサービスにつきましては、“特に重視すべき”又は“重視すべき”との回答が74.8パーセントと高く、高齢化が進み、医療福祉の充実を望む声の強さを反映した結果と新聞は報じております。県の報告書では、30代から40代の方で特にこれを重要視するという傾向があると分析されています。

矢掛町のように、高齢化率が37パーセントを超えた地域では、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加傾向にありまして、高齢者の見守りネットワークの強化や、介護・医療・福祉の連携を更に充実させていく必要があると考えております。なお、矢掛町の65歳以上の高齢者向けの福祉施策といたしましては、週4回まで1食あたり220円の補助を行います“配食サービス”や、月2枚、1枚が600円のタクシー券を交付する“福祉タクシー”、緊急時の通報や駆けつけ要請を行う“緊急通報装置”、24時間常時行動を検知し、異常があればコールセンターへ通報したり、遠方の家族が常時生活情報を閲覧できる“安心・安全あったかシステム”、寝たきりの高齢者を介護する家族に対する介護手当の支給や、おむつなど介護用品の利用券を支給する家族介護用品支給事業、認知症高齢者向けの位置情報サービス、手すりの取り付けや段差解消など介護保険の住宅改修と併せて利用できる高齢者住宅改造助成事業、老人福祉センターでお風呂やマッサージ機を利用したり、教養趣味講座への参加、介護予防としてリサイクル福祉面作り体験などの福祉サービスが利用できます。

これらのサービスは、住み慣れた地域で、自宅で、できる限り自立した日常生活を送ることができるように、その生活の一部を手助けすることを目的にしたサービスがほとんどでございます。保健福祉課といたしましては、これらのサービスと併せて、地域のサロンや老人クラブの行事、地域包括支援センターの実施するお達者教室やミニお達者教室など、さまざまな機会に御参加をいただきたいと考えております。

毎日の何気ないちょっとした取り組みが、介護予防や健康寿命の延伸、伸ばすことにつながりますので、どうかよろしく願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井君。

**○7番（笹井愛子君）** 福祉のいろいろな施策の展開をお聞かせいただきました。毎日の何気ないちょっとした取り組み、これからもよろしく願いいたします。

先日、住民の方から要望がありました。庭木の剪定をシルバーセンターにお願いしたが、できないと断られたそうです。シルバーの方々は、道具も油も修繕も自分持ちなので、場合によってはマイナスになると言っておられました。ちまたの話では、民間業者との賃金差がありすぎて人手不足になっているのでは、とも聞きました。福祉サービスの一環として、報酬賃金の補助を増やすことはできないものではないでしょうか。御検討ください。でも、こんなことも聞きました。矢掛町生まれの女性が結婚して隣町に住んでいるが、矢掛の福祉政策はすばらしいので、特に子育ての面で、近々矢掛に帰る予定にしている。嬉しい話です。ますますオンリーワンの政策・施策をお願いいたします。以上、住んでよしのまちづくりの質問を終わります。

次に、訪れてよしのまちづくりについて質問いたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん、お待ちください。3回までの質問になっておりますので、2番の訪れてよしのまちづくりについては終了しております。

**○7番（笹井愛子君）** はい、そのとおりにやっていると私は思っておりますが。

**○議長（江尻健二君）** 3回です。

**○7番（笹井愛子君）** 3回いたしまして、今度は次の  
(発言する者あり)

次の質問に入りますので、

(発言する者あり)

2点目の質問に入りますので、よろしくお願いいたします。  
(発言する者あり)

魅力ある町にすることにあります。他県で矢掛町を紹介するとき、誰もが本陣・脇本陣がともに国の重文であること、歴史的町並みが今も存在していることを話されます。私たちは、矢掛宿の町並みを誇りに思っています。このすばらしい町並みを外部から来られる人に感じてもらえるためにも、無電柱化と重伝建は必要であると言いつけてきました。

災害と景観のための無電柱化につきましては、いつも否定的です。質問の御答弁につきましても、電柱がないと防犯カメラの設置に費用がかかりすぎるとか、電柱をとると事故が起きる可能性があるとかデメリットらしく言われ、次元の違いがあります。

議会での御答弁は、行政の姿勢を判断しながら代弁されておられることですから、無電柱化は本気でやる意思がないと理解しています。

さて、文化財保護法に伴う重要伝統的建造物群の選定についてお尋ねいたします。

文化財関係者を含む学識経験者を始め、多くの地元住民の御要望が以前からあり、一般質問で繰り返しておりました。毎回同じ御答弁で、住民の100パーセントの合意がなければできないと言いつけてこられました。住民合意を得るため、努力された結果をもって言っておられたのか定かではありませんが、ここにきて重い腰を上げていただき、感謝しております。新聞報道によりますと、2018年度後半の申請を目指すとあります。矢掛の市街地型道の駅整備構想が2019年3月にオープンを予定されていますので、それまでにぜひ重伝建の選定が実現できるようお願いします。

先日、10月17日、岡山国道事務所が計画してくださった道の駅の視察に、広島県の竹原と世羅に行きました。竹原は、昭和57年に無電柱化と重伝建の保存地区になっています。

平成22年10月、“道の駅たけはら”がオープンし、年々観光客が増え続き、昨年度は、126万6,000人の観光客数だったそうです。その6割が、町並みの魅力で来られていると聞きました。重伝建は、日本ブランドと言われています。矢掛の道の駅がオープンする平成31年3月までに、ぜひ重伝建の実現をしていただきたいと思います。

教育長の見解をお聞かせください。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 重要伝統的建造物群保存地区選定についての質問に関しまして、私の方からお答えをいたします。

教育委員会では、28年度から重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、文化庁調査官の現地指導を受けながら、町並みの現状把握に努め、町民の皆様に制度を正しく知っていただくための説明会や御意見を聴く機会を設けてまいりました。

29年度は、町並みの発展の歴史や建物の特性について、より専門的な立場から検証するため、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に調査を委託し、現在実施中でございます。

矢掛の町並みは、町を代表する歴史的財産だということは、多くの方に認識いただいているものと考えております。この重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指すことで、その価値は明確なものとなり、町の活性化の礎になるものと信じております。

今後も引き続き、町民の皆様の理解と協力を前提に、関係機関、関係者の意思統一を図りながら、選定に向けての準備を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** ただいまの課長がお答えをさせていただきましたとおりでございますけれども、今後、担当者にはですね、早急にかつ具体的に、該当地区にお住まいの方はもちろん、後継者等も含めましてですね、選定に向けての同意をいただくよう指示をしております。

議員さんも御承知のとおり、私も出席しておりましたけれども、昨年度2回の地区別の説明会を開催させていただきました。いずれも参加された住民の方は、少数でございました。また、本年度役場内の関係課との重要伝統的建造物群選定に向けての協議をしておりますけれども、早急にこれもまとめていかなければならないというふうに考えているところでございます。

私もいろんな会でお話しをさせていただいておりますけれども、今、山野町長のリーダーシップのもとにですね、矢掛の町並みが大きく変わろうとしております。そのような中でこそ、重要伝統的建造物群選定の意義も極めて大きいものがあると考えております。

町内会単位の同意をいただいたり、具体的に選定に向けましての取り組みを急がなければならないというふうに考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** 課長には、重伝建の結果報告をしていただき、また、教育長には、道の駅オープンにあたり重伝建の重要度を本気に語っていただけたと理解しております。

島根県の津和野は、1年で無電柱化と伝建地区を実現されました。

岡山にも、文化庁に太いパイプをお持ちの優れた先生がおられます。教育長もよく御存知と思います。私もよく存じております。このような方の御指導を仰ぐのも大切なことではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、道の駅構想について質問します。町並みを活かした市街地型道の駅構想は、全国でも例が少なく、矢掛町にとって夢のあるプロジェクトと思っています。

前回、道の駅建設に関わる五つの提案と質問をさせていただきました。1点目、市街地に誘導するための策、2点目、幅広い意見を聞く、3点目、町家交流館を観光基地とする、4点目、経済効果の目標数値、5点目、管理運営者について、を質問させていただきました。納得する御答弁はいただけませんでした。特に、2点目の幅広い意見を聞く、の御答弁では、検討会の中で意見をいただきながら、多くの方から御意見を聞く機会を作っていきたいと言っておられました。

去る10月17日、国交省岡山国道事務所長の御配慮により、道の駅先進地の竹原と世羅へ矢掛のキーパーソンの方々と研修に行きました。参考になることがたくさんありましたので、専門の国交省職員を交え研修に行かれた皆さんと、既に活動されている検討会の方々と合同意見交換会の場を作ってくださいようお願いしましたが、叶いませんでした。

道の駅は、平成30年度中にオープンを予定され、観光矢掛そして矢掛商店街の活性化を目指している現在、行政主導で観光協会を新たに作り、駅舎の管理運営を兼ねた観光事業に専念できる道の駅のた

めの観光協会を新設されてはいかがでしょうか。

いろいろ申し上げましたが、次の４点について御見解をお聞かせください。１，幅広く多くの方の意見を聞く姿勢について，２，駅舎の管理運営者と維持管理費について，３，道の駅のための観光協会新設について，４，道の駅が町全体に及ぼす波及効果について，以上のことについてわかりやすくお答えください。建設課長，産業観光課長，よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** ７番議員，笹井議員さんの御質問，市街地型道の駅について，まとめて産業観光課の方からお答えをさせていただきます。

“道の駅やかげ宿（仮称）活性化検討会”で，これまで矢掛町が目指します道の駅の建設整備の方針や状況について，関係団体との情報交換，意見交換をやりながら，矢掛にふさわしい道の駅の整備の方針の情報共有を行なっておりまいました。

そうした中で，商工会では，町民からの提案募集などを行なっているというふうな取り組みもございます。今後におきましては，道の駅を通じた地域全体の活性化，更には，まちづくりにも通じることでありますから，地域づくり・賑わいづくりの専門家委員会での意見も踏まえまして，先ほど申されました議員さん御指摘の内容につきましても，この活性化検討会の中で，道の駅の管理や運営等の体制に関する検討を進めてまいりたいというふうになろうかと思っております。

また，道の駅が及ぼす経済効果ということでございますが，矢掛町が整備を目指します道の駅は，旧山陽道の宿場町として栄えました市街地全体をまるごと道の駅として整備するように計画を進めております。

これによりまして，道の駅が有する地域振興に寄与する機能を矢掛市街地に持たせ，かつての宿場町の賑わいを生み出せるよう，町民の皆さんも道の駅の一員として参加いただき，おもてなしを行い，売り上げ拡大，新規雇用の創出等の利益を享受できるような持続可能な地域社会づくりを官民協働で，一体で進めていこうというものでございます。

地域一体型・回遊型の道の駅を整備することによりまして，商店街自体も道の駅としての機能を持って，観光客にとっても地域住民にとりましても“住んでよい，訪れてよし”というふうな観光地域づくりを目指そうというものでございます。

いずれにいたしましても，道の駅の施設を，ヒトを呼び込む玄関口として，ここを起点といたしまして商店街へ誘導することによりまして，まち全体を消費空間と位置付けまして，ここで提供される商品・サービスの提供によりまして，まち全体に利益を生み出せるように整備をすすめていくよう取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので，よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○７番（笹井愛子君）** 産業観光課長，御答弁ありがとうございました。

矢掛まるごと道の駅は，商店街の皆様のみならず，矢掛町７地区の方々がそれぞれの立場で気にかけて，その成功を夢見ているものでございます。

私がお尋ねした４点の質問に対し，１と４の回答はありましたが，２の駅舎の管理運営者と維持管理者について，３の道の駅のための観光協会の新設について，この２点の回答がなく，議会の一般質問に対し答弁がないということ是不自然ではないかと思えます。今後，一般質問に対して回答がいただけないというようなことは，謹んでいただきたいと存じます。

かつて、ナポレオンは、“我が辞書には不可能という文字はない。真剣に物事をするか否かである。”と名言を残しています。

出産・子育て支援・高齢者医療・福祉の充実・そして無電柱化・重伝建・道の駅など、真剣に取り組んでいただき、住んでよし・訪れてよしの魅力あるまちづくりができますことを願って質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 副町長。

**○副町長（武井道忠君）** 質問を終わるというお言葉でありましたが、先ほど議員さんの方から、うちの対応が良かったのか悪かったのかは別にいたしまして、なかなか議会の一般質問の答弁に対して誠実さが無いように聞こえたので、ちょっと私の方からやらせていただきました。

全体的に、先ほどから、御質問いただいた件に対しまして分かりにくい説明もあったかとは思います。特に、先ほどから懸念されております重伝建の関係、それから電柱の無電柱化、これにつきましては、内部検討はいたしておりますが、なかなか教育委員会サイドあるいは一般行政サイドの中で意見交換をしておりますと、まだ全体的に外へ発信する状況のない中で御答弁させていただいておる部分もあります。とは言いながら、先ほど申しました無電柱化の話でありますとか、重伝建の話につきましては、教育委員会では積極的に捉えていこうと。

ただ、その時に問題として出てまいりますのが、財政的な面でありますとか、それから矢掛町全体での考え方でありますとか、そういうあたりもまだまだこれからある程度詰めなければならない部分がございますので、そこはちょっと御了承いただきたいと思いますのと、それから最後に、道の駅の関係で1点目と4点目については回答があったが、2点目、3点目に対しては回答がなかった。一般質問に対して軽視されているのではないかというふうな最後の締めくくりでございましたので、そこはちょっと訂正させていただきたいと思います。

実際、2点目の駅舎の管理運営と維持管理費について、それから3点目の道の駅のための観光協会新設について、これにつきましては、おっしゃるとおり大きなテーマでございます。

私どもの中で検討委員会も作っておりますし、実は、私は昨日出席できなかったんですが、商工会さんの方でも道の駅に対しましての取り組みについていろんな角度で検討もしていただいております。

そういう中で、後、本当に道の駅が完成するまでという間の期間で言うと、足りないかもしれませんが、今の段階では、まだこの2点につきましては、検討中でございます。担当課の方も明確なお答えができなかったというふうなことでございまして、けっして無視しているわけではございませんので、そのあたりは御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 笹井さん。

**○7番（笹井愛子君）** まさか、副町長が壇上に立ってくださると思っておりますんでして、びっくりいたしました。しかも、にこにことして対応してくださいました。

私が申しましたことは、2と3番が答えられないのなら、今、副町長が答えてくださったように、「これはまだ検討中だからわからない。」、「答えが出ない。」ということを書いてほしかった。それだけでございます。

さっき言われましたように、2と3番をとばされましたら、はっきり言って、ちょっと軽視されたのかなというような気がいたしましたので、大変失礼ですが私の気持ちを言わせていただきました。

親切的な御回答、御答弁、副町長ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、これで質問を終わります。

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。

ここで15分程度休憩いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、11時5分まで休憩いたします。休憩。

午前10時51分 休憩

午前11時05分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に9番、植田修弘君お願いします。9番、植田君。

**○9番（植田修弘君）** 議席9番の植田でございます。通告に従い、町有財産無償貸付矢掛商業高校跡地について、質問をいたします。

この件については、先の9月定例会一般質問において同僚議員が質問されたばかりであります。私自身、少し視点を変えて質問をいたします。

さて、矢掛町と一般社団法人バート・インターナショナルとの間の防災関連及び産業振興に係る事業実施協定について、まず、平成26年12月議会全員協議会において執行部側より説明を受け、その後平成27年3月6日に協定書が締結されました。以来、平成27年4月からバート・インターナショナルに対して無償貸付を行なっております。

その事業実施協定書では、第1条、趣旨、第2条、事業目的、第3条、事業概要の中で防災訓練施設運営事業と企業支援施設運営事業の中で防災、産業振興また多方面にわたる地域活性化に必要な人材を町内外に育成する人材育成事業が明記されております。

当初、議会としても防災と企業支援と人材育成の観点から承認をしてきたわけですが、現状を考えると夢のまた夢、それには程遠い感じがいたします。

スタートから既に3年が経ようとしている今、先の9月定例会一般質問に対する町長の答弁では、国の交付金事業による交付金又は複雑な申請書類の手續などにより、実際の活動期間が短かったとのことであり、このことについては、私自身も一定の理解はしております。しかしながら、無償貸付をしているにも関わらず、本来の事業が表だって進んでいないばかりか、なんら町民や町に対して還元がされておらず、また自発的な姿勢が見受けられません。

過去2回程度、議会全員協議会において今後の事業また実績について説明を受けましたが、本来の事業が進んでいないにも関わらず、その場、その都度、その場しのぎの新たな事業提案をされてきているように感じられます。全く地に足のつかないまま本来の趣旨から大きくずれているように感じてなりません。

防災訓練施設運営事業を行うというのであれば、毎年5月下旬か6月上旬に開催される災害防止連絡会議においてバートの代表に出席いただくのが当然だと思いますが、これまでに出席された覚えはありません。バートみずから願い出ても、この絶好の機会に出席いただき、何らかの形で矢掛町に還元すべきだと考えるのは私だけでしょうか。

また、このバートの今までの提案理由の中でも、そのつど、さまざまな事業提案をされてこられました。議会としても理解はするつもりであったとしても、何ら希望的な話ばかりであり、何も前には進

んでおりません。

これからの、今後の事業計画についても、提示される前に当初の趣旨・事業目的からずれることなく堅実で実現可能かつスピード感をもって対応されることが必要ではないかと思っております。

それには、町民や議会に対してもその趣旨・事業目的に沿って、町としても町当局としてもその内容について精査することは当然のことですが、更に強く指導することも必要ではないかと思っておりますが、このことについてどう思われるのか。

そして2点目として、事業実施協定書の一部変更についてですが、現在バートは、矢掛商業高校跡地の中の産業振興棟をメインに使用されておられます。しかしながら、もう一つの建物である管理棟は一部しか使われておりません。この管理棟の一部を更に有効活用することが重要ではないかと思っております。

それには、協定書の一部変更を行い、そして町としても堅実で実現可能、そしてスピード感をもって対応するためにも、この協定書の一部を、変更を行うとともに町有財産のこれに伴う矢掛町町有財産使用貸借契約書の一部も変更を行い、有効活用することを提言いたしますが、以上2点についてどう思われるのか、山野町長に答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 9番議員の質問に対してお答えしたいと思います。この件につきましては、たいへん御迷惑をかけておる事に対して深くお詫び申し上げたいというふうに思います。そういう中で、今までの経緯等、多少話をされましたけれども、私なりに住民の不安の声も聞いておりますので、話をさせていただき、今日は、多くの聴講者もおられますので、いいチャンスかなというふうに思います。

先ほども話がありましたように、平成27年3月6日に協定をしたということでございます。その内容については、今、議員が説明をされたような内容で協定をしたと。

そこでですね、あの建物の内容は、全部わからないでしょうが、トイレ等が不完全な状態とか、中身の状況が非常にまあ、清掃などしてませんので、荒れた状態の中での引渡しというふうになりました。

そういう中で、バートが最初考えたのは、総務省の地域経済循環創造事業交付金事業を申請しようと、これが1億円事業であります。つまり、2分の1が交付金で、2分の1が無担保の銀行借入れというのが条件でございました。

国も一生懸命銀行資金を使うような政策をうっておりましたが、しかしながら、この分については、不採択になりました。しかしながら、もう1点、特別交付税事業としては、認めましょうというのが9月にありました。6月から3か月間この申請についてのやり取りが、国とバートとの間であったということでございます。

特別交付税の事業というのは、どういうものなのかと言いますと、やはり1億円の2分の1については、もちろん銀行借入れというのは変わりません。これは、バートが借りるお金です。町は関係ありません。

そして、もうひとつの5,000万の残りを特別交付税と言いますと、3,500万円国がみるということでございます。そうすると、あと残りの1,500万はどうするかということでございますが、これは個人負担、つまり、バートの負担として私が了承したということでありまして、ちまたには、町がお金を出しているのではないかなというふうなこともありますので、ここで明確に町は、1円もお金を出していません。つまり、バートの申請で事業展開をしておる。当然聞いてみますと、1億どころではなしに、



1億数千万お金をかけて今、現状まで来ておるといふうに聞いております。

それを受けて、行政としましては、9月に補正予算を計上いたしました。そして、これが27年の話です。今の話しは。

そして、本当は10月から事業開始ができるという感じでありますけれども、資金の関係が12月ごろに銀行借入れができて本格的に事業展開をしたということになります。

そこから完了までに、今年の3月まで1年少々がかかったということでございまして、その間がほとんど住民の方は中が見れない。あそこへ、中へ行かれておる方は、姿が変わっておるといのはお分かりでありましょうが、ほとんど見えなかったことによりまして、協定したものが議会からみてもなにも見えないじゃないか。何もしてないんじゃないかといふうなことがございましたが、2年数か月の間は、この申請に事業展開しておったということでございますので、今、御指摘されるのは、そのとおりでございます。

その間、少しでも努力をしようということで、行動を起こしたんですが、なかなかやはりパートでは町民に浸透しないということの中で、行動を起こしてもなかなか住民が通じないということがあったのは現実であろうかといふうに思います。

途中で、今年ぐらいになって、私の方から町民に知らせる方法としてできるだけ町の方も協力をするという体制をとっておりますけれども、なかなか徹底してないと同時に、最初契約した事業展開の事業までいってないというのが現状だろうと思います。

そこでですね、その流れの中でだいたい完了したのが今年の3月であります。そこから内容の検査に入りました。中のチェックをしたわけですが、そこまでの終了が今年の8月です。この1億数千万円の事業展開をする時間が、非常にやっぱり住民の期待感とパートの行動とが一致しない面があったことに対して、今の御質問等があるかといふうに思います。

そこで、この議会報告を受けて、10月に代表を呼びまして、今までの情報等は十分知っておる面もありますし、議会の意見も報告した中で、今後、最初に締結した27年当時、議会へ説明したことを十分精査していただいて、今後どう展開するのか、このままやれるのか、変更するのか、極端に言えば実行できなかったら退去するのか、というような強い決意で十分検討して欲しいということを、依頼いたしました。それが10月であります。

そこで、たまたま今回12月の議会ということになりました。あえてその後の話をいたしました、代表の言葉は、「行く末を安否いただき、感謝しております。なにぶん未熟な団体ゆえ、何かと御迷惑をおかけすることが多く、心が痛みます。」という言葉をいただくと同時に、この言葉からしても、今後のことについてあらゆる選択肢の中で十分に検討をされておるといふうに思っています。

当然、この議会のやり取り等も情報が入るといふうに思いますが、今、議員が質問されることは、十分内容について精査して、スピード感強く指導すべきだろうと。言われるとおりであります。これは、これから。

今までは、どちらかと言わせば、貸した相手方の行動の期間でありましたので、まあ様子をみるという感じでありましたが、ここまで来ましたのと、この12月に話をした中で、真剣に、今、議員が言われるようなところへ踏み込んで、これからどういう方向性を出してくるのか、それを踏まえて検討をしていきたいと思いますが、かなり真剣に考えておるといふうな感じを受け止めております。

この1点目については、強く指導ということでもありますので、しっかりやっていきたいといふうに

思っております。

それから２点目については、これもいい提案だろうというふうに思いますが、この契約の中で、どういうふうに相手が出てくるかということを精査しながら、当然、この内容の仕様等について、全施設がありますけれども、体育館もある、運動場もある等々のことを踏まえる中でですね、一つの提案としては有効かというふうに思いますので、その過程の中でですね、参考にさせていただければというふうに思います。

こういう過程の中で、運動場等の整備は、きちっとしておると思いますが、恐らく局部的なことであって、一番大事なものは、２７年の３月の当時に立ち返っての対応ということを求めていますので、多少その辺は、悩んで悩んで検討されておるというふうに思いますので、これからもできるだけ早く提出していただいて、真剣に指導なり、それから中身の精査をして、また議会等へも協議させていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 植田君。

**○９番（植田修弘君）** 再質問をいたします。

今、町長より答弁をいただき、まあ、先方も悩んでおられる。町当局としても、内心ではこの誘致は失敗したのかとも思われておられるのかもしれませんが。ただ、私が今、提言しておりますのは、何もかも駄目だと言っておるわけではございません。ただその、今ほとんど使われていない管理棟を有効活用すれば、私は、その相乗効果によって更に先が見えてくるのではないかということを使うわけです。と申しますのも、今、町内で例えばですけれど、管理棟の方を協定の中には、その協定書の町有財産使用貸借契約書の中には、その全ての施設がほとんど入っておるわけですが、その一部を使われていないところでも町内で活躍、活動されている多くの組織団体があります。

また、県から譲渡を受ける時のもとの条件は、文教施設としての使用でございますから、やっぱり、教育に関することに活用することが本来の姿にも戻るし、また、人の集まる、いい意味での集いの場にもなります。

実際、今、矢掛町には文教施設もたくさんございますが、今、矢掛商業高校の跡地は矢掛町でも一等地でございます。文教施設また産業振興は、これは混在することで大きな夢も広がってくるのではないかと思います。

特にこの協定書の中でもあります、人材育成です。人材育成をこれからの将来の矢掛町を考えた場合、最も大事なことであり、その中には、幼・保・小・中・高を始め、やっぱり教育こそが人材育成の基本にはなると私は思っております。その教育関係をはじめとする各種団体組織に活用していただくことが、私は、まだ先の道があるのではないかと考えております。

そのためにも、事業実施協定書の第１条の趣旨でございますが、この中に、産業防災関連及び産業振興に関する事業実施と書いておりますが、この中に、教育に資することを追加明記すれば、まだこの協定書は生きてくるし、まだ先にも望みが出てくるのではないかと考えてます。

何もかもが駄目と言っているわけではございません。ただ、町民、議会からしても、当初期待が大きかっただけに、現実が進まないばかりに不信感が増すことは当然だと思います。

また、平成２６年の１２月１９日の議会全員協議会において、同僚議員のバート以外からの話はなかったのかという問いに、町長答弁では、福祉関係については来ているが、バートの方が意欲が強い。また、スケールも大きい。老健施設としては、既に矢掛町にもあるということで、バートに絞ってまいり

たいと答弁されております。この強い意欲を示されているのであれば、町長ももう少し強く指導したり、もっと町からのアドバイスもあるのではないかと考えております。

今後、今いろいろ考えていると言われておりますが、町長個人的でもいいですから、自分の思い、またアドバイスの的なものがあれば、今ここでおっしゃっていただければ、町民の方にもよくわかるし、議会側にもよく理解できると思います。そして、その協定書の一部変更は、これは契約書ですから、協定書ですから、難しい面があるのは私も承知しております。ただ、双方が協議することによって、これは協定書の第5条ですけど、双方が協議の上、協定書を変更して、また再締結できるとあります。

また、それに伴い各施設の町有財産使用貸借の契約書にも、借り方のパートの方は、町に協力をしなければならないということもございます。

したがって、これらを協定書の一部変更、またそれに伴う町有財産使用貸借契約書の変更を行い、さらなる多くの人に広く開放、そして活用できるようにすれば、特に若い人たちのために解放すれば、この建物を活用したことが将来にとって有意義なものになるのではないかと考えておりますが、再度、山野町長に答弁を求めます。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 再質問にお答えします。

このスタートというのは、御存知のように県の方から無償で譲り受けたということが非常に難しい問題であります。ある意味では、お金を出していけば自由気ままな判断ができたんですが、私も粘って、粘って、粘り抜いて、全体を無償ということで、その時に条件をつけられた。この条件が、あそこでお金が動いては駄目ですよ。お金が動いたら県の方へ納めてくださいというような条件があったわけでございます。

そういう中でのスタートであったがゆえに、なかなか多分、町民の方から言わせば、こういうことでもできるんじゃないかとか、よそのことをみればですね、廃校のところへ企業が来たり、やっているいろいろなケースがあると思いますけれども、そういう条件のスタートだったというふうに思います。

そういう中で、今言われる2点目について、私、慎重に言っておることでありまして、相手も協定を結んでるので、やはりこれを詰めていく。その時に、例えば、その今の議員が提案の分については、十分あり得る。出された時に、ほんなら産業棟を使おうるけど、管理棟は一部使っておるというけど、本当に今後どうなるのというところですね。

そうすると、今言われる提案の中に、それだったら町とすればこうするんじゃないというのは、契約解除してくださいというのは、当然できるわけでありまして、まあそこについては、当然、一部分使用ということでございますので、今のことというのは、私の言葉から言わせばですね、全体の守りが完全にできるかどうか、その辺まで検討しとるかなあという感じがしましたので、今提案のことだけに絞れば、ほんなら継続してやるという中で、管理棟はどうかということについては、貴重な提案だというふうに思ってますので、それはただ、提案と受け止めるだけで、それは当然、この交渉の過程の中で通用することだろうというふうに思ってますので、トータルの話、協定を踏まえながらこの処理をどうしていくか、ある意味ではですね、あそこの施設については、約半分のお金は、施設の整備をかけてますから、そういうものを踏まえたり、今、補助事業でやった行為については、検証しながら、相手の気持ちも聞きながら丁寧にやっていこうというふうに思ってます。まあ、スピード感を持ってやろうとは思ってます。

そういう中で、今の提案についてはですね、それ以外を全面的にいつてないんだということを前提に話をしますと、その分については、もう本当に考えられることなんで、私から言わせばですね、それぞれ今まででも有効利用になったというふうに思いますが、まあ、ある程度、実績を踏まえてということですので、今ここを前提とすればですね、その部類は、私からしたら全体やってからの手順になるのでと申しましたが、ここの管理棟の使用については、十分協議していきたいというふうに思っております。

**○議長（江尻健二君）** 植田君。

**○9番（植田修弘君）** 今、町長より丁寧な説明をいただき、それぞれ難しい面がたくさんあると思います。

ただ、今提案したことも考慮していただきながら、また更には、町民にもいろんなことをもっとPRしていただきたい。やっぱり、それを周知徹底することと、丁寧な説明、そしてやっていくことの難しさも説明しなければなりません。

ただ、そういうように、町民からの要望があるように、やっぱりさっき提言したことも加味していただきながら、先方があることですから、慎重にやっていく中で、またいい方法があると私自身は信じております。ぜひお話し、協議ができればいいかなと思います。

矢掛町、今現在、少子化と多くの問題、課題を抱えております。一般社団法人を始め、企業誘致は、必要不可欠であります。ただ、それも町民の理解があつてのことで、来てよかった、来てもらってよかった、の関係が最も大切なことだと思っております。

そのためには、やはり矢掛町に来た企業だとしても言うべきことは言う。言わなければいけないことは、はっきりと物申す矢掛町でなくてはならないと思っております。そのことこそが、約1万4,000人の小さな町ではありますが、小さくてもキラリと光る矢掛町であり、また先人が築いてこられた矢掛町の伝統の品格であると思っております。

このことが、次の世代にも受け継がれることを願い、私の質問の全てを終わります。

**○議長（江尻健二君）** 次に3番、土田正雄君お願いします。3番、土田君。

**○3番（土田正雄君）** 議席3番の土田です。

小学校校庭の芝生化について質問をいたします。

11月1日、矢掛町総合運動公園多目的グラウンドで町内の幼稚園児54名が集まりまして、キッズのサッカー教室を開催いたしました。緑色の芝生の中で園児が笑顔で走り回り、寝転んで楽しんでいる姿を見ていると、小学校の校庭や幼稚園・保育園の園庭が芝生になると楽しいだろうなというふうに思いました。

これまで日本の芝生は、初期投資にお金がかかり維持管理が大変だと言われてきました。ところが今、少ないコストで校庭を緑にできる技術が注目されております。校庭が芝生になると、休み時間には、校舎から出て芝生の上を走りまわる姿が目につかびます。

また、近年、猛暑の夏が続いておりますが、土のグラウンドと比較し、芝生化により校庭の気温も6℃下がると言われております。そこで、次の3点について質問いたします。

1点目は、県下の現状について、2点目は、校庭を芝生化することによるメリット・デメリットについて、3点目は、鳥取方式の芝生化について、以上3点お尋ねをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 3番，土田議員さんからの小学校校庭の芝生化についての質問に関しましてお答えをいたします。

まず1点目の質問，県下の現状についてでございます。岡山県内27市町村の小学校の現状を申し上げます。校庭の芝生化を実施している自治体は，4市でございます。岡山市が91校中1校，倉敷市が64校中17校，玉野市が14校中1校，備前市が10校中2校でございます。いずれも校庭全面ではなく，部分的な実施という状況でございます。

続いて，芝生化のメリット・デメリットについてでございます。それぞれいくつかあろうかと思いますが，簡単に申し上げますと，まずメリットでございますが，子どもたちの積極的な外遊びの促進やけがの防止，砂ぼこり飛散防止や雨が降った時の土砂流出の防止，また夏の季節の照り返しや気温上昇の抑制などが挙げられます。また，デメリットでございますが，除草や散水，肥料散布など芝の管理に労力や経費がかかること。また，一定の芝の養生期間が必要であり，子どもたちの校庭での活動が制限されることなどが挙げられます。

最後に，鳥取方式についてですが，鳥取方式とはどんなものか簡単に触れさせていただきます。ティフトンという，西洋芝の中でも横に伸びる性質をもつ芝を使用し，プラスチック製の容器で栽培した，いわゆるポット苗という状態のものを，校庭に50センチ間隔で穴を掘り，田植えのように直接土に植えて足で踏み，芝刈りと水やりを繰り返して行うというやり方です。作業は簡単で，保護者や地域の皆さんで取り組むことができます。鳥取方式につきましては，他の方式と比較しますと維持管理費が抑えられることや養生などによる活動の制限期間が短いこと等の良さがあると認識しております。

以上，質問に対するお答えとさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** それぞれ3点について御答弁をいただき，ありがとうございました。

鳥取方式で芝生化することによって，デメリットについては，少なからず解消することと思います。また，除草については，除草剤を散布しないで週に1回程度雑草と一緒に芝刈りを行い，肥料も年1，2回を散布して，スプリンクラーなどにより水やりを行えば十分管理ができだと思います。

それでは，じゃあ管理を誰が行うのかということになると思いますが，維持管理は，芝刈り，水やり，施肥を中心とし，住民，PTA，行政，業者等が共同で行うことによって低コストな芝生化が可能になると思います。

そこで，要望でございますが，今後，町内の幼稚園・保育園・小学校の校庭等の芝生化に向けて積極的に検討を行う考えがあるのかどうかお尋ねをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 再質問についてお答えいたします。

維持管理費が低く抑えられることが，鳥取方式の特徴の一つであろうかと思います。その要因は，議員さんおっしゃいますように管理を共同で行うからであり，逆に言うと，そのマンパワーをいかに集めるかが最大の課題でもあり，更に，継続的な管理体制が必要となってきます。

現在のところ，芝生化の検討は考えておりません。が，今後は，情報収集に努め，研究していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 新しい視点での貴重な御提言ありがとうございました。

今後、将来的には考えていかなければいけないこととは思っておりますけれども、教育委員会としましては、今、取り組まなければならない緊急かつ重要なこととしまして、さまざまな事柄がございます。

例えば、御質問の内容とは直接関係はございませんけれども、現在、学校教職員に関する働き方改革に関する取り組みがございます。学校の教職員が子どもたちとしっかり関われる時間を確保し、また、勤務時間後の退庁時間を早めるなど業務内容の改善も図っていかねばなりません。

そのためには、例えばでございますけれども、学校校務員を配置するなどの人力的な措置もですね、検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

議員さんからの御提案につきましては、しっかりと受け止めさせていただきたいと考えておりますけれども、ただいま申し上げましたようなことも含めてですね、今後の検討課題と研究課題というふうにさせていただきますので、どうぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** それぞれ担当課長、教育長から回答をいただき、ありがとうございました。

教育課長からは、芝生化の検討は現在のところ考えていないが、今後は情報収集に努めて研究したいという回答をいただきましたが、例えば、ある保育園・幼稚園・小学校においてマンパワーが仮に集まり、継続的な維持管理体制が整ったとして、校庭の一部を芝生化に取り組むような考えがあるのかどうか、再度、教育長にお尋ねをいたします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** ただいまの御質問に対するお答えになるかどうかわかりませんが、先ほども申し上げましたようにですね、今後、いずれは検討もしていかなければならないとは考えておりますけれども、ただ、今すぐというわけにはいきませんので、そのあたりは御理解のほど、よろしくお願いできたらと思います。

**○議長（江尻健二君）** 土田君。

**○3番（土田正雄君）** 回答、ありがとうございました。

今後は、子どもたちの健全な成長のために、幼稚園・保育園・小学校に対し芝生化の優良事例等について情報提供を行なっていただくよう強く要望し、私の質問を終わります。

**○議長（江尻健二君）** 次に2番、川上淳司君お願いします。2番、川上君。

**○2番（川上淳司君）** 議席2番の川上淳司です。通告により、質問させていただきます。

質問としましては、矢掛高校の存続検討委員会の現状をお聞きしたい。そして、今後の計画をどのように考えているのか、また、計画書はあるのか。そして、矢掛町と井原市の井原高校の存続委員会との違いがどのようにあるのかの説明をしていただきたいと思います。以上3点、よろしくお願い致します。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは、2番、川上議員さんの御質問で、矢高の存続問題ということで総務企画課の方からお答えをさせていただきます。

御承知のとおり、近年、少子化によります人口減少によりまして、県内の中山間地域にある県立高校というのは、いずれも入学者数の減少傾向ということで、定員確保、非常に苦勞しているというような状況でございます。特に、矢掛町の属するこの西備地区、一部旧金光町は違うんですが、井笠地区の状況についても、今後も更に中学卒業者数が減少という見込みでございます。

この減少にともなって、今の定員確保というのは、非常に厳しいというふうに予想されておりますが、そうした中、管内では、徐々にいろんな高校で定数が減少してきたという状況でございます。

また、先日発表されましたが、平成30年度の入学者数で矢掛高校定員募集40名減ということで、160名が120名ということが公表をされたところでございます。ただ、矢掛高校の方もこうした状況というのは既に予想されておりまして、既に教職員一丸となってその対応に取り組んでいらっしゃいます。

例えば、定数120名ということは、基本的には3クラスということではありますが、これを4クラスで維持する方向ということで検討されているというふうには伺っております。教職員一丸となって御努力、熱意、こういったことに感謝をいたしております。

矢掛町もこうした状況を事前に予測するというかたちの中から、地域の実情、これを把握して、行政と高校が、それから地域、これが連携して学校教育の枠を越えるというやかげ学、これは内外にも有名ではありますが、こういった全国に先駆けた教育活動というのを行なってもらいまして、一定の評価をいただいております。また、矢掛高校自体もそうした活動とともに学力向上、そういったことに成果を上げられていらっしゃいます。

町でも、こうした地域とともにある矢掛高校、持続発展というのが、ひとつの矢掛町のまちづくりの課題というふうにとらえておりまして、今から4年前になりますが、平成26年1月に矢掛高校の存続協議会を立ち上げまして、高校の存続に向けた意見・方策、そういったものを検討してまいっております。その協議会の意見をもとに、県の教育庁へ矢掛高校の持続発展を求める要望書、こういったものを提出させていただいたり、また、本町のこういった高校支援の取り組み、高校存続意義、こういったものを訴えまして、それについては、県の教育委員会も一定の理解を示していただいたというふうなところでございます。

質問3点ということで、2点目に今後の計画というのがございましたが、県の教育委員会では、岡山県高等学校教育研究協議会、これを高教研と呼んでおりますが、この第三者機関を立ち上げておりまして、この平成40年度、10年後を目途としまして、県立高校の教育体制の整備について、この第三者機関が研究を行なってまいりました。その提言がつい先日示されまして、県の教育委員会は、この提言を受けて来年度県が今度教育体制の整備計画に着手するというかたちになります。

それともう一つですね、議員さんの最後の御質問で、井原高校存続委員会ということですが、最近、新聞にも出ておりましたが、井原でも同窓会と高校が主体となって団体を立ち上げられたということでございます。目指すところは、存続ということで同じかと思いますが、矢掛町のようにまちづくりのひとつとして行政・地域と一緒に参画してというものではなくて、現状では、井原市の行政も市の教育委員会も参画をされていないというふうに聞いておりますので、若干立ち位置は違うのかとは思っておりますが、矢掛町は、町を挙げて取り組んでいるというふうな状況でございます。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** 再質問をさせていただきます。

先ほどの御説明で、現状についてはよくわかりました。今後の対策及び私たちが今後何をやっていけばいいのかを突き詰めていくべきだと考えます。ですから、今後の会議には、町民の意見も反映できる会議にしていけば、新たな支援策が生まれてくると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（江尻健二君）** 総務企画課長。

**○総務企画課長（山縣幸洋君）** それでは再質問でございますが、議員さんがおっしゃられましたとお

り、町民の御意見と御提言、広くお聞きしながら一緒に考えていくことが大切でありまして、それが協議会自体だと思っております。

現在の矢掛高校の存続協議会委員の皆様をちょっと紹介しますと、議会議長さん、それから高校・中学の校長、PTA会長、それから同窓会長、それから地域の方ですが、各種団体の代表者、あと、地域の知識経験者、こういった多岐にわたって人材を、お願いをいたしております。総勢18名でございますが、県の教育委員会とか、それから先ほど申しました高教研、この動向を情報共有しながら意見交換をしてきておりますし、これからのいろんなこういった方々の意見をお聞きして進めていきたいと思っております。

それから先日、先ほども言いましたが、高教研が県教委に提言されましたこの整備についての提言内容でございますが、地域づくりの観点からも高校再編についての実質の答えを出すことは難しい。という、そういう判断が出されておまして、特に内容的には、地域と高校との連携、協働の推進、それから地域による学校支援の必要性、こういったものが提言に盛り込まれております。まさに、矢掛町が取り組んできた内容かとも思っております。

今後、県教委が実施計画を策定するということになりますが、近隣市町含めまして、西備地区、厳しい状況というのはありますので、引き続いて存続協議会、また県に要望しながら、町としても支援策、魅力化と言いますか、そういった新たな支援策も検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 川上君。

**○2番（川上淳司君）** ありがとうございます。

昨日の山陽新聞にも、このような地元協議の場を設置というふうなことも書かれておまして、確かに皆さんが考えていらっしゃることは、全て一緒だと思います。そして、私たちがこの場、町議会の中で県教委が決めることを質問するのはどうかと思いましたが、これから矢掛が注目を集めるため、そして矢掛町が観光に舵を切ったことを考えるにあたりますところ、現在の状況を守り、未来へつなげていくのは、矢掛高校なくてはならないものだと思っておりますので、町民の皆様にも知っていただいて、支援策を練っていくことこそ教育委員会へのアピールにつながることで思っておりますので、今後も活動の周知を町の方にお願いいたしまして私の質問を終わります。以上です。

**○議長（江尻健二君）** お諮りいたします。少し早いようですけど、この際、昼食などのため、午後1時まで休憩したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、午後1時まで休憩いたします。休憩。

午前11時52分 休憩

午前13時00分 再開

**○議長（江尻健二君）** 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて11番、青江茂君。11番、青江君。

**○11番（青江 茂君）** 通告に従いまして、一般質問を行います。

2点あります。1点目は矢掛町における、いわゆる標準財政規模と現実の予算規模との相関について



お尋ねいたします。

矢掛町における計上の一般財源の総量、これはまあ、四十数億円と伺っておりますけれども、現実にはその倍の金額で予算が組まれ執行されています。矢掛町の財政運営において標準財政規模、これはどのように位置づけられているのか、また今後の財政運営の方向性についてもこの際お尋ねしたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 1点目の質問に対してお答えをしたいと思います。標準財政規模の位置付けということと、今後の財政運営ということでございます。

まず最初に、標準財政規模の定義をちょっと申し上げてみたいと思います。これは地方公共団体の標準的な状態で通常収入される経常一般財源の規模でございます。そして地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すものでございまして、具体的には税と普通交付税と地方譲与税。この3つでございます。

先ほど相関関係を言われましたが、予算規模とは全く関係ありません。これをまず言っておきたいというふうに思います。そういう中で、私なりに想定すると、予算が倍とかいう意味から言わせば、多少心配面が予想されるというふうな感じがおきますが、まず位置づけについてはですね、標準財政規模は今、三つの税でありますから、私のなにかから言わせば、やはりこれを増やすということが大事。ということは、今、結果的にですね、平成25年度が約45億円、矢掛町の標準規模。平成29年度は、47億2,000万になっております。2億を超える数字が増えておる。これが位置づけだろうと思ひまして、ある意味では税が増えるということと、普通交付税と地方譲与税は国の采配でありますから、しっかりと国の方へ働きかけていく。これが位置づけであろうかと。

そういう中で、住民の負託に応える基本的なスタンスができるということでございます。そこですね、ちょっと、倍にという言葉がでたことに対して私なりに判断しますと、これはやはり首長の力量そのものだろうというふうに思います。

標準財政規模というのは、45億円しかないものが、70億、80億、それ以上ということになれば、特定財源を確保するということです。特定財源とは、議員も御存知のように、国庫支出金、県支出金。国や県からいかにして持って帰るかと同時に、町債の方もいくらかでも借り入れができるものではありません。過疎債も含めて、絶えずチェックをされながら、枠が決まってきますので、この特定財源の確保ということが非常に重要になる。そのことによって、この倍というのは、たまたま倍でありまして、今の話から言わせば、国や県の補助金が少ない時には、予算が減ってきます。

それから町債というのは、建設債でありますから、いろいろな事業の展開をしなければ、これは増えません。非常に弾力的な、この今、倍の金額といわれた弾力性があるということを申し上げておきたいというふうに思います。

そして、多少不安ということから申し上げますと、議会もたびたび出していますけれども、平成19年、夕張等々非常に危険な町村がでてきました。まあそういう時点で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律というのができております。

これがなぜできたかというのは、これを非常に不安な状態の執行部に対して、議会へ報告しなさいということであります。19年以降公表してましますけど、この項目は、実質赤字比率とか、実質公債比率とか、将来負担比率とか、いろいろあるのは御存知かと思いますが、全く不安はございません。これが

一つの不安材料の証しというのがひとつございます。

それからもう一つは、私から言わせれば、12年の実績であります。ちょうど12年経った今、投資的経費というのは、100億を超える事業を展開して参りました。財政はどうだったかと。一番分かりやすい。つまり借入金は、実質で申しますと、12年前より10億円減っています。住民の負担は。そして積立金は30億が80億近い、2.5倍ぐらい増えてます。これが12年の結果でありまして、十分住民へ立証できる数値というふうに思っております。まあそういうことからして、多少議員の質問以外のことをお話ししているかも知れませんが、しっかりとした体制で、結果的にはできておるということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、2点目の今後の問題について触れられております。今後についてはですね、私は12年前に選挙公約の中で単独行政を目指す、そのためには、健全財政ということを公約した12年であります。その結果が、先ほど申し上げた結果になってきておるということでございますので、スタンス自体は変わりませんが、あらゆる知恵を出して健全財政の上にまちづくりを進めていくというのが、今後の対応でありますので、あらゆる指数を見ながら、展開をしております。

先ほどのことに関しても、色々な指数は、議員自体は決算書をみていただきますと、いろんな数値が出てまいります。お医者さんの診断と同じなんで、ここをいろえばどこがどうなる、ここをいろえばどこがなると、そこは私が全部分析しながらやっていますので、私がやっている限りは、財政的な問題は心配ないというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 青江君。

**○11番（青江 茂君）** 大変力強い、自信にあふれた、まさにそうでしょう。そのとおりだと思います。実績もおあり、私も尊敬しております。

いわゆる税をもとにした行政サービス、単純に言えば。という大まかな仕組みから始まっています。経常的一般財源、いわゆる私は、行政の役目、仕事は何かなあと思った時に、まあ昔から言われたゆりかごから墓場まで、要するに人間の一生、生まれてから死ぬまで幸せに、そしてみんなと仲良く、いろんな形で良い人生を歩めるような環境作り、それを実現しサポートする。まあ基本だろうと。弾力的な財政運営の中で、余った部分を独自さとしていろんな挑戦を試みる。このあたりが健全なやり方だろうというふうには思います。

そこを考えると我がまち矢掛町は、本当に良く頑張っています。豊田のような城下町でもない、その矢掛町がいろんな知恵をしぼって、ざっくりですけども、3人に1人しか、今の行政サービスを継続するのであれば養えない。そういう脆弱さをもった矢掛町の財政の中で、昨今これだけのものが展開されている。

国の制度の中で、これをやるのであれば、このお金が使えますよと。目の前に金がぶら下がっているものを持って帰るのは首長の力量じゃあないか。それも一つの考え方。それは全体の行政というものを考えた時のバランスの中でうまくやってこられたと。私も議会の一員として協力もしてきましたし、すばらしい行政運営というふうには理解させていただいております。

ただ、今後これを続けていくことが、どういうことになるのかということに対して、全てではないです、町民の方はある種不安を持っておられます。その不安は解消すべく、説明責任を果たしていくということが大切なわけですけども、私が思うのは、やっぱり身の丈にあった、足元をしっかり見据えた、大きな花火でなくてもいいから、手触り確かなまちづくり。これを説明したら町民の方の不安は、

幾何かは解消するのではないか。そういう思いはあります。そういう中でも夢を持って、皆さんが前へ進めるような目標を提示しながら、町民一体となったまちづくりは、私は、できると思うんです。そういう大まかな仕組みを作っていくことが、これからのまちづくりには必要ではないかなあと。

対処療法的とは言いませんけれども、財源があるんだからとか、将来にわたって交付税措置されるお金で優良債権なんだとか、右と左のバランスはとれてますよと、債務超過ではないですよと、それはもう、帳尻があっているのは見事です。

しかし問題は、一般町民の方が、そうは言いながらも、なんか変よねと思うところがあるのであれば、それはもう素直に耳を傾けて、説明責任を果たしながら、そして皆さんの声を聞きながら、地道ではあるけれども、一つひとつの課題を優先順位を付けながらクリアしていく。そういう手法に軸足を置くべきではないかと思い、今回の質問をまずはさせていただきました。

実は、1点目と2点目は非常にリンクしています。あえて今の1点目についての再質問はしなくて、2点目に入らせていただきます。

2点目といたしまして、積極的な予算、すばらしいまちづくりを続けられている山野町政。まあ内外から高い評価を受けておられます。私は、本当に敬意を表したいと思います。中でも、挑戦と位置付けられた観光立町、観光で人を呼び、観光を柱として各種産業の振興を図る。非常にダイナミックであり、魅力的であります。

そこでお聞きしますけれども、今後の矢掛町の経常的な行政施策の展開とともに、まちの特色ある独自施策として、観光に取り組む行政のまちづくりへのスタンス、その目指すところの目標をこの際お尋ねしたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 再質問にお答えしたいと思います、第1問と2問に引っかかっております。

多少私から言わせば、議員も長年勤められた、ちょっと残念であります。議員の方へは、一生懸命、十何年間、説明してきたと思いますけれども、それはどういうことかと言いますと、今話をしているのは、投資的経費のことを話したわけでして、全体は、まず経常経費、ここが生活を守るという分であります。私はこれが一番中心だということでございまして、ある意味では、介護、健康、福祉、安心安全なまちづくり、これを基本に第1期目からしてまいりました。これは、今でも変わりません。

このお金が、今言われる経常経費、先ほど言いましたが、矢掛町の一番分かりやすい数字は、経常収支比率です。つまり矢掛町は、85パーセントから87パーセント。これが100パーセントになりますと、もう住民の要望は聞かれません。つまりこのスタンスについてですね、財政運営の中には、絶えずずっと引き続いてお金がかかる経常経費については、かなりチェックをしてやっております。今言われるように、住民の不安の方ということがあるならば、私はお会いしたい。議員さんも私どもが話していることは、ぜひ住民の方へも話をさせていただきたいというふうに思うわけであります。

基本のところは、きちっとやるというのが大前提でありまして、今言う特定財源、それから今の問いについては投資的経費、つまりその生活の基盤以外の業務をするためのお話を先ほどさせていただいたということですから、一番の基本は第1であります。そこはよく御理解いただいてですね、その件については、先ほど言いましたように、健康とか介護とか福祉とか安心安全のまち、これはもう最重点して予算化をしておるということであります。そこから先は、希望と夢、こういうものを目指しながら、矢掛町の将来の子どもさん、将来のまちを目指してやっておるのが、どちらかと言えば今、華や

かなことになっておりますけれども、今言われる行政の経常的な行政施策の展開というのは、何かルール言われますけれども、これは振興計画です。

皆さんとともに、矢掛町の基本というのは、振興計画を作っております。あの中へは、全部載っております。それへ財源の裏付けをして、ずっとどこの市町村も全部やっておりますから、新たな仕組みと言うんでなしに、完全に仕組みは出来ております。この制度は、国もできておりますし、県もできておりますし、市町村もできておると。それは、当然議会の承認を受けながらやっておるということでございますので、ちょっとその辺は御理解をしていただきたいし、思いがどうなのかは当然お分かりだろうというふうに思います。

まあ、話の中で本当に部分的に話をされると、全体が分かりきって話をされる方と、局部的に話を展開されると非常に情報が違ってきます。

今の質問から言わせばですね、経常的な経費については、今 85, 6 パーセントというところの中で、今の行政はできていますので、ある意味では、15 パーセントぐらいは余裕があるということでございますが、県下でも 100 パーセントに近いところ、例で言えば夕張などは 100 を超えたということでございますし、県下でも 90 台のところもたくさんあります。この数字は、優等生の部類でありますから、まだ弾力的にこの経常経費、今言われることにはなりませんけれども、1 年 1 年ではなりません。経常経費は長期的な勘案の中で決断していかなければならないということでございますので、そこは、御理解いただければというふうに思っております。

それからもう一つの観光スタンス。これについては、一言で言えば、今のまると道の駅が中心に動いてますけれども、どうであれ、これについては、目標をあえて言うならば、分かりやすく言えば、年間目標、交流人口をこの 40 万を目指していこうというふうに思っております。現在数値は 27, 8 万というふうに聞いておりますが、そしてまたこれからインバウンドの時代がきます。

外国人観光客、今それぞれ手を打っておりますけれども、これを、年間 500 人ぐらいを目標にやっていけばというふうに思って、それぞれの一つひとつの事業展開をしとる最中でございます。この面についてはそう簡単にはいかん、難しいと思いますが、英知を結集してですね、財源を確保しながら本当に若い人が夢、希望の持てる町を目指して頑張っていきたいというふうに思っております。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 青江君。

**○11 番（青江 茂君）** 町長答弁としては、そうでないといかんですわな。見事なもので。

町民の方と話しをしておりますとね、実に、どういうんです、本質を突いていますよ。まあ問題は、少子化。それが高齢と一緒にやってきちゃった。日本は。少子・高齢がいろんな意味で、社会の仕組みも変えるし、大きな時代の潮流として物事を全て変えていくのではないかな。行くさまを今、我々は体験しています。

かつては、いわゆるモータリゼーションが産業構造、それから流通、いろんな分野でそれまでの制度、価値観を変えてしまった。それ以上の大きな波が少子高齢化という形で今襲っている。国は地方創生を確かに言っています。矢掛町がやっているのもその地方創生に乗っています。

今の政権は、近隣のある国を想定していわゆる安全保障、それから少子化、これを国難と位置付けました。まさにそのとおりだと思います。国は、一生懸命財源を作っています。その財源は、原資は、国債です。そういう仕組みの上で、地方へお金が流れてきている。まあこれは、個人の借金とはまた性質

が違うんですけれども、ある意味金利が上がったと思うとぞっとしますな。どういう形で自治体へ影響が出てくるのか。私にはそれを判断する能力はありませんけれども、ぼんやりした不安感がつきまっています。そこらあたりが、町民の方と話しをしていて、実によく見抜いとられますな。それは、誰がいいとか誰が悪いとかではなくて、やはりひとつの時代の流れの中で、今、自分たちは何を求め、何を判断し、何を優先順位をして選択するのかというひとつの大きな基準にはなると思います。

町長、今、答弁の中で非常に力強い自信に満ちた答弁で、本当に矢掛町は大丈夫だろうと思います。半世紀以上の行政に携われた能力、知恵、経験、すばらしい安定した行政運営を10年間やってこられました。私もそばで見ていて、あんな芸当はできないよなあ、非常に傑出したひとつの大きな時代を築かれたというふうに思います。そのことに対しては、本当に心から敬意を表したいというふうに思います。

1点、町政懇談会で2度表現された、“私は、全国展開を目指している。”という表現。この中身を教えていただきたい。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** まあ、あの議員の質問を聞きますと、やっぱり正しい回答が大事だということを今、つくづく感じます。

前の選挙のときも、投資的経営をする中で、国がやるのも税金じゃろう、県のも税金じゃろう、それだから税が悪いというような意見の情報があったというのを聞いております。これはですね、それぞれ責任があって、国は国の責任においてやっておる。県は県の責任においてやっておる。町は町の責任において。

例えば、国の補助金は税ですよ、それは税です。その中に、国の構想はこういう構想で国づくりをやろうとしておる。それに対してそれぞれの市町は、どういうまちづくりをやるのですかと。その共有する部分をしっかりと理解をして国の財源を持って帰ると。つまり、ここでたぶん、この地方創生が終わった時には、市町村の差が出てくると思います。

そういう観点の中ではですね、税であっても、国づくりをこうすることによって共鳴する市町村はしっかりと国の補助金を使ってくださいというふうにして国の予算はできておるわけであります。それを積極的につかんでいくというのは、常識でありまして、まあ住民の方が、花火を上げるようなことをやっていると言われますけれど、それは、私が先ほど説明した指数等を考えていただければ、必ずですね、国のほうが、財政がそう出てこなかったらこれは縮小します。

しかし、その生活を守る部分は変わりません。そのために先ほど言いました基金でも、やっぱり町民の生命・財産を守るために、しっかりと、そしてまた不安になった、また国のほうが財政が悪かったら合併でもしてくるんじゃないだろうかというようなことを踏まえながら、最後の町村として残るべき対応をしておるということを前段の話として、しておきたい。

そして今の全国展開の話。これは話でありますから、今見ていただいて、ある意味では、矢掛町は、矢掛町なりのまちづくりをしてきました。この環境に関しては、ある意味では全国版、どこへも発信して、少しでも矢掛町を知っていただく。そして矢掛町へ来ていただく。この展開が大きい意味での全国展開。

どういうふうに思われておるか分かりませんが、発信を全国、先ほどもありましたけども、東京の方へ出て行ったり、大阪の方へ出て行ったり、そしてまた啓発活動はテレビ、新聞、報道、雑誌、あらゆる

るところへ紹介をしております。そういう意味が全国展開であって、これが、どれだけ効果があってどうなるかということに関しては、町民のほうがよく知っておられるかもわかりません。電話がかかってきたとか、こういうテレビを見たとか、サンフランシスコでもそうです。わざわざNHKはサンフランシスコまで来て取材をしてくれました。ある意味では、ある程度の展開がなければ、そこまでなかなか注目を 1,717 ある、1,900 ですか。なかなか目を付けていただけないのが現状だろうというふうに思います。

矢掛が注目していくためにですね、今の全国的なことをしておると、そういう意味でございます。

**○議長（江尻健二君）** 青江君。

**○11番（青江 茂君）** そういう意味でしたか。私はあの、なんとなく全国展開、道の駅なんか小さい小さいと思って聞いていたのですよ。何だろうなと思ったんですが、理解できました。

本来は、山野町長さんは非常に手堅い行政手腕と言いますか、そういう、性格もそうなんでしょう。本当に手堅いやり方をやってこられたなあというイメージがありますので、そういう意味では、心配してないんですけども、まあしかし、町長ね、どの世界でも言えますけれども、自信というのは必要ですよ。自信は。それから、自分はこの道に対してプロであるという自負心を持っていれば持っているほど人からとやかく言われたらいい気がしないです。それを呑み込んで、その人に笑顔で接し、説明をするというのはかなりの度量がいります。

でもね、私のささやかな経験で言うと、どの世界でも、特にプロという方がおられる世界でも、素人目という言葉がありますけれども、素人から見る目というのは、プロにしてみればお笑いなんです。でも案外、素人は本質を見てますよ。だからそのあたりを私は恐れるべきではないかなと思っています。

山野町長の手腕、業績に対しては、本当に心から敬意を表させてもらいますけれども、私のような者が僅かな経験の中で多少なりとも疑義を持った点について、この一般質問の場を借りて質問をさせていただきました。

今後、矢掛町が町史の歴史をどういうふうに刻んでいくのか、どういう大きな波が来るのか、私が想定できませんけれども、どうか皆さんの力で素晴らしい町だと、今こうなったのは、あの時みんなで頑張ったからだ、振り返った時に言えるような、そういう皆の力を結集できる矢掛町として、今後もますます発展されますことを心から願いながら、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に12番、守屋正晴君をお願いします。12番、守屋君。

**○12番（守屋正晴君）** それでは早速、通告に従いまして一般質問を行います。

もう単刀直入でございますけれども、質問事項として書き上げましたように、4期目に向けた所信を問うということでございます。

山野町長は、4年前の平成25年9月議会の一般質問、日置議員さんだったと思いますけども、質問に対してこういうお答えをされております。「1期目で芽生えたまちづくりという花を、2期目で花を咲かせ、3期目で実を結ばせるのが私の役割だと認識しています。引き続き町民皆様の御支援をいただきながら、町長職を全うさせていただきたい。」という出馬表明をされ、32年ぶりだったかと思えますけども、町長選挙一騎打ちの町長選挙を勝ち抜かれ、3期目を今終わろうとしておられます。

この4年間のいろんな施策の中で、本当にいろんな施策を打たれて矢掛町がどんどん変わってきたというのは、私自身認識をしておりますし、近隣の市町の議員からも「矢掛町は素晴らしいな。」と、「す

ごいな。」と、「どんどん変わってすごいな。」というふうな、よく評価をいただきます。私自身、最近、商店街を歩きますと、一般の観光客の皆さんが大勢、商店街の中を歩いているのを見ると、本当に矢掛の町も変わったなあというふうにつくづく思っております。

この4年間にしても、先ほども話がありましたけれども、福祉施策だけではなく、この賑わいのまちづくりの施策に関しては、すばらしい成果だというふうに思っております。

こういう4年間、それからその前の1期、2期の8年間を足した12年間、どっちになってもかまいませんけれども、町長の過去を振り返っての思いを語っていただいて、先ほど最初に言いました来年開かれます改選においてどうされるのか、所信をお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** ずばり、4期目に向けて所信を問うということでございます。

この件については、今、議員も言われたように4年前の心境は、全くそのとおりであります。このときにきて非常に、このお話しをすることになりましたが、その前に、まず最初に、3期12年間大変お世話になりました議員さん方、そして町民の皆様にご心から、まず感謝申し上げたいと思います。

そういう中で、常識的には、3期で思いが完成するかという気持ちですが、というよりは私の思いは、行政は継続性があるというふうに思っていますので、自分の4期の中で区切りをつけるという行政はないというふうに思っております。それでまあ内容的にはですね、まさかここまでこういう展開になるとは、なかなか予測できなかった面もございます。5、6年前に、先ほども申し上げているように、このまちをどうするか。まあ特に1年目は、やはり先ほどから出てきております住民の生活を守る、安心・安全を守ると。これに最大限努力をしてきた1期目でございます。

まあそれを2期目に継続してやろうというふうに思っておりましたが、ふと考えてみますと、今、人口問題、今出たんで、私が思った時にはそうでなしに、本当に将来、この矢掛町で若い子そしてまた人、活性化等々、特に言葉で言えばですね、振興計画にある“やさしさにあふれ かいてきで”ここまでは、生活を守って環境を整備するということで、最後の“げんきな”というところが仕上げだと思ったわけですね。私自身は。

そこで考える矢掛町の元気なまちは、何か象徴的なものがあるかと考えた時に、なかなか浮かばない。そこで考えたのが、この町内にある資源を活かしたまちづくりをやろうというのが、一つはこの本陣・脇本陣の日本に一つしかないこの町、もう一つは牧場というふうなところをプラスにしていけばいいのではないかというのが発想であったということでございます。まあそういうところは、ちょうど2期目の真ん中どころだったんですけど、そこで決断をしなければならぬということがおきてまいりました。

そこから先はですね、完全見通しがあって何年間でどうなるということ、それから、その時には道の駅という構想はなかったというふうに思います。それは多くの方にあの事業を動かしたことによって、いろいろな提案、その他をしてくださった中で自分もやれるかやれんかを決断をしたということでございまして、まち・ひと・しごと、まさしくこれが整わなければならないということになろうかと思います。

そういうことの中で、ちょうどこの時期に来ましたので、ちょっと私の心境をちょっと述べさせていただきたいというふうに思います。一般的にはですね、3期12年やれば、もういいんじゃないかということもあろうかと思いますし、私もそれに抵抗することはありません。がしかしですね、ちょうど今

年の3月ごろだったというふうに思いますが、一部の有志の方々から、「ぜひ町長、このまちづくりを途中投げをすると大変になる。」とかでね、「ぜひ継続してほしい。」とかいう有志の方が出て参りました。

しかしながら私自身、それに反応するだけのことはなくて、もうそんな時期が来たのかなあというのが心境でありまして、1年少々前ということだろうと思います。まあそういった中に、その支援者たちは、「そういう気持ちは分からんでもないが、それならば住民の方はですね、町長12年してきたと言っておられるけど、その業績は知らない人が多い。」というふうな話がありました。ぜひですね、そういう人達を集めるので、まちづくりの話合いの場をしたらどうかという提案がありました。

それに対しては、12年の成果を、私の行政を知らない人に知っていただくということには非常にいい事なので、それは非常にありがたいことだというふうに申し上げました。それが4月から始まってますので、11月まで本当にですね、熱心にそういう場を作ってくださいました。私、そういう経験はございません。私は、その場へいただけであって、そこで私の考え方を話をさせていただいたという状況が、この間でありまして、その人たちに心から感謝申し上げたいというふうに思います。

そういう途中の中にですね、8か月の期間があったんですけども、町長候補が続々と名乗りを上げられてきました。そういう状況でも、私はあえて冷静に対応をしてまいったわけでございます。

そういう中で、先ほどの有志・支持者・同志の方々、かなり全地区へ広がったこともあってですね、「町長、ほんとに決断する時が来たんじゃないか。」というようなお言葉をいただいたり、かつですね、個人の住民の方から「町長どうするの。」とか、「ぜひやって欲しい。」とかいう言葉もいただきました。

まあ、そういう背景の中でですね、熟慮に熟慮をいたしまして、1か月ほど前ぐらいでしょうか、最終的に私の長年のいろいろな支持者の方、先輩等々おられる、と協議いたしまして、ここに正式に出馬表明をさせていただくという運びになりました。

これからは、住民の皆様は今、いろいろ議員さんの質問等もあることも参考にさせていただきながら、丁寧に説明したり、これから目指す目標に向かって頑張っていこうというふうに思います。

そういう質問の中で、今後どうするかということもあろうかと思います。5本の柱を立てておりまして、今までと同じように、やさしさにあふれ、かいてきで、げんきな、初めてのこと、一流のふるさを目指そう」というふうに思っております。

絶えず今日のやり取りにもありますように、挑戦と安定、チャレンジ精神で、これを基本にして、先ほど言いました一流のふるさを目指そうということで、まあ項目は、1、2、3というのは、特別にはないんですけど、やっぱり人口問題、結婚、出産、子育て環境の充実。特に保育園の無料化を平成30年度から実施するということの公約を出そうというふうに思っております。

特にこれは、人口問題、非常に重要視しておるということでありまして、それから先ほどから出ております、介護、健康、福祉、安心安全のまちづくり、つまり介護認定者を少なくしましょう。健康寿命を延ばしましょう。障害者にやさしい福祉充実。防災、環境、交通対策。安心安全のまちづくりを目指す。ここが1番住民から言わせば重要な項目だというふうに思っております。

そしてまた先ほどから出ております大きな三つ目は、まるごと道の駅の実現ということでございまして、これは目標、先ほど言いました交流人口40万目標。外国人訪問客500人を目標に、実現に向けてやろうということでございます。



また、人づくりで大事なのが、教育体制の充実であります。かなりやってきましたし、今年は、小学生は県下1位の学力だというふうになってきていますが、これはもう変化が今後もあります。委員会でもですね、今、英語の時代、ちょうど矢掛町もグローバルの時代にきていまして、グローバルな人材の育成というの、これからは今の学生たちを海外との交流ということに取り組んでいったらというふうに思っていますし、学校給食に一工夫したらどうかということも考えております。

そしてまた、まち・ひと・しごと、まさしく企業誘致、住宅整備、移住促進、まあこれが人口問題、非常に重要なところで、社会増の対策でありまして、今でも企業誘致の話はあります。

まあそういうことを丁寧にやりながら、これからの4年の基本方針を申し上げて、出馬表明をさせていただき、丁寧に住民に訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、大変ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 守屋君。

**○12番（守屋正晴君）** はい、結論的に力強い出馬表明をしていただいたということで、今後に期待したいというふうに思います。

今、6点ぐらいの、次にやりたいこと、こういうふうにやりたいというふうな力強いお言葉をいただきましたので、今後に期待しますけれども、まあ先ほどの町長の話にもありました、今回の場合は、矢掛町始まって以来だと思っておりますけれども、この席に一緒に同席をしております青江議員、植田議員も既に出馬を表明されております。

この皆様方の、矢掛町の思いに、熱意に敬意を表しまして、無責任かも知れませんが皆様方の御健闘を祈りまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に8番、萩野清治君お願いします。

**○8番（萩野清治君）** 8番議員の萩野でございます。

先ほど、町長選へ出馬表明の方、あるいは山野町長の出馬表明と、こういう大きな町政問題での発言の後で私の質問、ちょっと影が薄くなりましたけれども、通告に従いまして次の2点について質問いたします。

その1点目の①として、南山田地区は、平成18年度にほ場整備が終わり、10年以上経過しています。まだ相当数の農道が未舗装のまま残っています。この問題については、過去にも一般質問で取り上げさせていただきましたが、砂利舗装をほ場整備のときにしたというふうなことで、耐用年数が来ない。それから、農道から農地への利用率が低い。70パーセント以下で県の補助対象にならないということですが、その後、主要農道というふうなことで一部材料支給をしていただきましたが、まだ相当数が残っています。毎年行なっている地区配分の生コンの材料支給で対応できる状況ではない。

この際、県の補助の確保も含め、積極的な対応をお願いしたい。

それから、1点目の②として、毎年実施している生コンの材料支給の地区配分のあり方について、確認をさせていただきたいと思っております。

年度によって金額の違いはありますが、地区配分で、それぞれの地区で自治会長あるいは町内会長を通じて要望を取りまとめ、予算の中で緊急度あるいは地元が材料支給で施工の協力が得られるかどうかなど、地元議員を含めて順位等調整をし、実施することとなっていると思っております。

今後、地元議員がいらないような地域も出てくるのではというふうな思いもあって、特に自治会・町内会等のいわゆる要望を踏まえて実施をしていく。

特に議員配分でなく地区配分で公平に実施していただけるというふうなことを確認をしておきたいと思いますが、建設課長の答弁をお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、萩野議員さんの御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のほ場整備内にあります未舗装路線の積極的な舗装の実施についてでございます。南山田地区のほ場整備事業におきましては、幹線道路がアスファルト舗装できておると。後、他の路線については碎石を敷きならすだけの砂利道舗装ということで整備をいたしております。

議員さんも御承知のことと思いますが、ほ場整備組合の方もですね、この当分の間は、舗装ができないということの認識の中で砂利道という舗装を選択されたというふうに判断をいたしております。

砂利舗装につきましては、耐用年数がございまして、この耐用年数が15年ということになっております。南山田地区のほ場整備事業も、先ほど議員さんが言われましたとおり、平成18年度に事業が完了したということでありますので、平成33年度まではですね、補助事業の採択を受けることができないということになります。

今の段階で舗装の補助事業をみますと、小規模の土地改良事業の農道舗装が該当するかなど。その採択要件は、先ほど言われましたように、農地沿い率が70パーセント以上だということになっております。片側農地の50パーセントという中では基準に合わない。

県営事業によります優良農地を県営で造成されとる農道が、県の事業の採択基準に合わないというのは矛盾していることからですね、新年度等の事業の要望等におきましてこの農地沿い率の見直しを今現在お願いしているというところでございますので、御理解をいただきたいと思います。

2点目の材料支給の地区配分のあり方でございますが、材料支給の要望につきましては最近、年々減少いたしております。減少傾向の中では、要望件数の多い地区に予算を回すという方法で対応をさせていただいております。

本年度は、当初予算の枠内に入らないくらいの、2倍の要望が出てまいりましたので、このような状況にありましたので、9月補正で町長が1地区100万円になるように配慮していただきました。

材料支給による地元施工の舗装はですね、いつの時点からか私も判断できませんが、取りまとめを議員さんをお願いしてきたということでございまして、地区に議員さんがおられない場合にはですね、自治協議会長さんへ取りまとめをしていただいたという経緯があるというふうに聞いております。

先ほど、議員さん言われましたように、担当課といたしましてはですね、各地区の自治会長さん、町内会長さんを通じてですね、要望は取りまとめができていものと私どもは判断いたしております。このようなことがですね、なされてないようなことであればですね、今後はですね、担当課といたしましては直接自治協議会を通じた要望の調査のとりまとめ等をですね、検討したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 1点目の①・②につきまして、建設課長の方から御答弁をいただきました。

ほ場整備に私自身も関わっておりますので、十分承知しておるわけですが、南山田地域そのものが非常にいわゆる急傾斜の山間部で、急傾斜の地域であります。したがって、砂利舗装もほとんど効果がないような状況になっておりまして、非常にイノシシ被害とかで道路とかそういったものも荒らすし、耕作の放棄地がどんどん出てくるような状況の中で、なんとしても農地を維持していこうというふ

うな中で舗装の重要性というのも指摘をされております。

特に、急傾斜地でありますので、左片一方へは農道から農地へ入れるけれども、片一方は、山側は高い田んぼになっておるといふようなことで、いくら利用状況と言いましても、半分でしたら50パーセントいかんわけで、70パーセントとかそういった利用率にはならないというふうな状況のところへは場ができておるといふようなことでありますので、話がありました、小規模の県の事業にしましても、そういったことも十分考慮していただいた中で舗装を進めていただきたいという思いでこのたび再度取り上げさせていただきました。

ぜひとも県の方の補助金基準を見直すような強力な働きかけをお願いしたいと思います。

それから、そういう山間地域で過疎地域でもあるというふうなことで、財源的な何か方策はないのか、このあたりについて、これは担当課長では答えられんかもわからんですけども、何とか少しでも前へ進めていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** 萩野議員さんの再質問ということで、お答えしたいと思います。

先ほど申し上げましたように、補助率の採択の引下げ等を県にお願いは、これからしてまいりますし、今後、補助事業等考えられるときにですね、舗装については、対応を考えたいと思います。

それと、先ほど財源でございますが、ここの採択基準にある補助事業等につきましては、財源等は県の補助ということでその他の補助はございませんので、よろしく願いいたしたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 再質問に対しまして、建設課長の方から答弁をいただきました。1点目の①・②につきましては、これで終わらせていただきます。続きまして、2点目の国民健康保険の県営移管の問題について質問をさせていただきます。

この前も質問をしておりますが、県の方から標準保険料等の一定の方針は示されたということで、新聞紙上等でも報道されておるところであります。これに対しまして町としてどのような受け止めをされているのかお聞かせをいただきたいというのが2点目の①でございます。

県が示した標準保険料率でいきますと、矢掛町は11.3パーセント、1人あたり約1万円増加すると試算しておりますが、今まで、医療費は高い、県下で2番目とか、税は安い方から2番目とか、だから仕方がないとなるのか、それとも矢掛町のこの特定健診の健診率は非常に高いといえますか、県下では27.いくらぐらいですけれども、矢掛町の場合は50パーセントを超えるというふうな状況であります。それから、収納率も非常に努力していただいて、非常に高い、こういう状況の中であります。

国の方も県とか市町村に対して激変緩和措置をして急激に高くないようにというふうな通達も出しておるようですが、このあたり、まだはっきりした見通しというのは、出てないというふうに思いますが、そのあたり、どういうふうなのかということをお聞かせをまずいただきたいというふうに思います。

それと、もう一つ県営移管によってどのような問題が想定されるのか、これはまあいろいろあると思いますけれども、これへの対応についてお尋ねしたいと思います。特に、私が心配するのは、県営移管後、県が示す納付金方式でこの税率を作って減税をかけていく、そして税を収納していくというふうなことになるんですけれども、いわゆる収納率によっては納付できないような状況が起きるのではないかなというふうに思います。

それから、医療費とかそういった急激な変化というふうなことも想定できるわけで、これは、医療費は、県が全部払ってくれるのかどうか、こちらへんは分かりませんが、そういうふうな状況の中で、国保財政そのものが運営困難になるというふうなことも予想されると思いますが、今、国保の場合、支払準備基金というのがございます。矢掛町の場合、この29年度決算がどうなるかにもよりますが、かなり山野町長が12年の中で国保税を上げずに今日まで来ていただいたというふうな状況の中で、基金は逆にかなり減ってきておるといふのが現状だろうと思いますが、将来のそういうふうな状況を考えると、基金の積み増しと言うんですか、国保の会計から出てくる余剰金だけで基金を増やすということは、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思いますが、このあたりについて担当課の考えと山野町長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 町民課長。

**○町民課長（妹尾一正君）** 8番、萩野議員さんの御質問の2点目、国民健康保険県営移管のその後についてお答えいたします。

まず、県営移管について標準保険料等一定の方針が示されたが、町としてはどのように受け止めているか、という点でございますが、新聞等で報道されておりますとおり、国民健康保険料の保険料率については、岡山県から公表された各市町村の数字があります。御承知のとおり、これは平成29年度に制度が変わったと仮定して、市町村が納付金を払うこととなったことを想定した場合に、どのくらいかかるかを示した参考数字でございます。

しかし、平成28年度の実績でございますが、岡山県下で国民健康保険料の金額が2番目に安いという状況からみて、岡山県が示した金額につきましては、9,728円高くなるということで、非常に厳しい現状を真摯に受け止めているしだいでございます。なお、岡山県へ平成30年度に収める納付金額の確定及び国の財政支援措置、いわゆる公的資金を反映した後の国民保険料率の公表は、来年1月下旬になるとお聞きしております。

町といたしましては、町長が機会あるごとに、国民健康保険の被保険者の負担が急激に増加することがないように、岡山県に対して、その基本となる納付金の算定にあたり、手厚い財政支援措置を行なっていただくように、強く要望されております。

次に、町としてどのような問題が想定されるか、また、これへの対応についてでございますが、現在、平成30年度の国民健康保険の新制度の円滑な事業実施に向けて、運営主体となる岡山県の主導のもと、問題が生じないように準備が進められているところです。対応自体はこれからになると思いますが、町民の皆様には不安を与えないように努力してまいりたいと思っております。

矢掛町は、特定健診や特定保健指導等の健康づくりに力を入れておりますが、皆さんが健康であることが一番であり、健康寿命が延びることが暮らしやすいまちづくりを推進するために重要なことと考えております。なお、特定健診等の保健事業についても、市町村が引き続き行うこととなっており、引き続き重点的に健康づくりの推進を行なっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 萩野議員の2点目、国民健康保険の県営移管に関する問題でお答えしたいと思います。

非常に心配されているように、ずばり1人あたり1万円増えるというのは大変だなあということであ

ろうかと思います。

私も、先ほどもありましたけれども、今、12年前、最初に取り組んだのがこの健康からであります。早期発見・早期治療、これを徹底していただく。この前提は、健康づくりもありますけれども、この保険税をいかにできるだけ低くできるかということの中で、あらゆる手法をやってきました。

今、議員が言われるのに、収納率もしっかり、健診率もしっかりでありまして、ほとんど県下一を目指してやってきた。少なくとも、ベスト5には皆入っただろうというふうに思います。

そういう中で、今まででもどうにかやれてこられたということは、多少、今言われた基金があったことは事実です。議員も御存知のように、思い出しますが、最初4～5億円あったというふうに思いますが、議員は、その時にぜひ税率を下げしてほしいと言われたと思います。でも私は、将来予測をやりながら、必ずこれは上がってくるということの中で使わせてもらうということも含めてですね、値上げもせずにこられたというふうに思いますし、町民の方から言わせば健康意識があったというふうに思っております。

しかしここで、全国的にですね、これはもう国の政策として、やはり小さい町は、今みたいな多額の医療費が何百万というように出てきた中で、支払いができないだろうということで、スケールメリットという意味で県単位にやりましょう。

もう一つは、市町村ごとに税率がかなり違う、移動しない人はわかりませんが、移動している人は、ここへ行ったら安くなる、ここへ行ったら高くなる、え、どうなのというようなことを解消するためのこの県営移管ということであろうかと思います。

そこでですね、ずばりこの激変緩和という、これが首長のこれから裁量だというふうに思いますが、1万円近く上がるのはどうなのかということは、議員言われるようにですね、今まででも努力してきた。その行為がなぜこんなに上がらなければならないのかというのは、これから県と、今でもやっておりますけれども、最大限發揮してその結果は皆さんが満足いくというのは分かりませんが、こんな高い数字ではこらえられんというのがありますので、徹底的な交渉をしてですね、皆さんの期待に応えたいというふうに思ってます。これが、11.3がどの程度になるかわかりませんが、もう最大限低い率で交渉していきたいというのは、これは努力目標。

それから、もう一つは、先ほど言いました法定外の関係があります。基金もまだ、最近ですね、ようやく頭打ちの感じが今見えてますけれども、今後についてはわからない状態がございます。

そういう中で、とりあえずは、この残っておる基金については上手く活用しようとしてますが、私がいずれ努力してもですね何年間で必ず県下統一をやるとするのは違わないだろうと思います。

1番早い県はもう全統一というところを打ち出してますし、例えば5年間でやりますとか、3年間でやりますとかいうのをそれぞれの県が打ち出してます。しかし、国はその拘束はしてません。岡山県は、はっきりしてません。

いつというのはないんですけども、そういうことを踏まえる中で、この基金活用もさることながら、一つはその間にできるだけこの健康寿命と健康作りをやる中で、医療費が少しでも削減をする努力をすることが1番大事だろうというふうに思います。その中で、税率が変化してきます。

そういう中で、今私の努力である程度下げてきますと、まだ上げ率が残るので、それをうまく何年で調整するかというときに基金を使うとか、今は法定外の繰入れも認めるというふうに書いてますが、これは議会と協議しないとある意味ではそこへ全体の税がまわるということですので、十分協議

しながらですね、対応していきたいというふうに思います。この点については、これから数箇月、12～1月、もう2か月しかありませんが、今でも交渉やってますけど、かなりインパクトがあるような感じはしてます。

最大の努力をしてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長の方から答弁をいただきました。

この2点目の国保の県営移管につきましては、非常にこの国保の世帯だけに關係することでありまして、非常に大きく値上げが予想されるというふうな状況の中です。

そういったことで、国の方もこの激変緩和の措置として1,700億ぐらいを30年にも投入をして、急激に上がらないようにしていくと、そういったことで、県や市町村へも要望しておるといふふうに聞いておりますので、その点も考慮に入れてぜひ検討も交渉していただきたいというふうに思います。

それから、激変緩和の中で、やはりこの特定健診率でありますとか収納率でありますとか、健康づくりでありますとか、こういった町が非常に努力をしてきて、今まで10年もその上も保険税を上げなかったというのもそういった努力の結果だろうというふうに思いますので、そういったことも、町長さっき言われました最大限の努力をするというふうなことでぜひ活用していただければというふうに思っております。

それからもう一つ、最後に言いにくいわけなんですけれども、いわゆる支払準備金、いわゆる普通の場合は、国保の特別会計ですから、国保の中で剰余金が出ればそれを基金に積むというふうなことでありますが、例えば、町の財政調整基金、一般会計の基金であります、そういった中で例えば金利運用あたりでできれば多少でも財政調整基金から支払準備基金へ繰り入れる、強化するとかいうふうなことはできないかどうか。

これは、私は財政的なことはちょっとよく分かりませんが、町長の方のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 再質問ございましたが、今、議員言われますとおり、保険料についてはですね、私も力強くその交渉できるというのは、今まで言われますような努力してきたこの実績なくして県との対話はできません。これを武器にですね、しっかりとやっていこうというふうに思っております、いわゆる1,700億円、配分があらうと思いますが、その配分の中をいかに矢掛町の方へこの町村間ですけれども、それは実績を踏まえて言えるわけで、町の方へ余分をくれということはできませんが、議員が言われるとおりだろうというふうに思います。

そして、なかなか早く決まらないということで、今、課長も1月末とか言ってますけど、下旬と。これは、国の予算が決まらないうちの中身が決まらない。

今、議員が言われます緩和措置とか、予算が、例えばこの緩和措置へ、多少上積みも出てくれば、よき好転があるかも知れませんし、それは厚生労働省もしっかりと頑張っておるといふふうに思いますので。

そして先ほどのですね、心配される、今後上がりかけたときのために早く準備されたらどうかということでございますが、それは、何年間でその統一のところへもっていくかというのは、1万1,000円あるわけですから、これをこの過程の中で健康づくりに努力して総額を減らすというのが一つの手法、あ

と残りは、この傾斜をですね、どういう傾斜でいくのか、3年傾斜なのか5年傾斜なのか、7年傾斜なのか。その時に、今ある国保の基金と皆さんの税だけで、それから国の制度でやれるかどうかというのは見極めながら、絶えず今の繰り入れの問題は、とりあえずは法的な繰り入れは認めるということになってますので、今言われますように、3,000人少々、国保の人の負担をですね、全住民でそこへ繰り入れをするという話をされておるので、税でなしにですね、町長の利子運用でもなんでもいいから、そういう財源が出た時には、そこへ積んでくれたらということでございますが、一つの手段として言われているので、できるだけですね、あらゆる施策をやりながら町民の負担にならないように、今言われることもそういう財源をどれに使うかということはあるかと思いますが、負担が掛かるようであれば、国が許す範囲でそういう対応も考えていければというふうに思います。

どの財源かという事に関しては、やはり軽率に言いますとですね、やはり一般の皆さんのそのお金自体がどういうお金をもっていくのか、例えば、議員さん言われるように、利子で儲けた分はいってもええんじゃねえかということもあるかも知れませんが、どこまでも議会との協議というふうになろうと思いますので、気持ちは十分わかりますので、努力していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 町長の方から積極的な答弁をいただきました。

いわゆる一番心配する、急激に保険税が、今まで努力したのが全く無駄になるというふうなことがないような努力を最大限お願いをします。

それから基金につきましては、いわゆるこの国保の対象の方に町民の税金を投入するのはどうかというふうなことを今まで議論をして一般会計からの投入はしないという方法をとってきとったわけですが、今言う特定な財源について、多少こういうふうな状況の中で工夫してもどうなんだろうかと、観光への基金を作ったというふうなこともありますので、ぜひとも一つの案として御検討いただければというふうに思います。

以上を持ちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（江尻健二君）** 次に4番、浅野毅君お願いします。4番、浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 4番議員の浅野でございます。よろしくお願いします。

先ほど、町長の方から一流のふるさとという非常に響きのいい良い言葉が聞けまして、非常にありがたいと思っております。私の質問も、その一流のふるさとを作るためにはどうするかというコンセプトでやらしてもらいますので、よろしくお願いします。

まず、無電柱化の推進についてということと、それから2番目が重伝建、それから3番目が日本遺産の申請について、それから4番目は、非常に生活に困っておるイノシシ鳥獣対策について、これはあのお聞きしたいということでお話しさせていただきます。

まず第1に、無電柱化の推進についてということで。これはですね、今年3月にもちょっとお話しさせていただきましたが、去年の12月9日に無電柱化の推進に関する法律が成立しております。そして、12月16日公布ということでございます。主な内容は、全部で3章15条からなる法律で、附則が二つほど付いております。

これはですね、大雑把に言いますと、無電柱化が必要かどうかというようなことではございません。

もう既に極論であります。無電柱化をいかに早く実現するかというような考えといえますか、そう

ということで、国会議員の皆さんの全会一致でできた法律でございます。

こういう観点からですね、簡単に法律を論じる場所はないんですけど、簡単にその解釈といいますか、読み上げてみますので、ちょっとお聞きいただければと思います。

まず第1章ですね、そこにはもちろん、どの法律もあるんですが、目的を書いておりまして、これは何かと言いますと、災害防止、それから安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成を図るためということで規定されております。非常に、無電柱化をするためにはこういうことでやるんだというようなことでございます。

それから、2条で基本の理念とか、国は何をするのかとか、それから地方公共団体はどういうことをやるのか、あるいは関係の事業者これは電線管理者ですが、この方はどういう責務を持っておるのかというようなことを書かれておる、これは3条からずっと5条ぐらいまでです。

あと、6条として国民は努力しなさいというような項目がございます。

いずれにしても、関係者は無電柱化を積極的に進めなさいと、国民は無電柱化に協力しなさいというようなことを書いてるというふうに理解しております

第2章ですが、これは無電柱化推進計画等を作りなさいと、これは、国あるいは地方公共団体に義務付けております。電線管理者、業者の方には、そこまでは入っておりませんので、これがあればいいんですけど、なかなか業者間の電線管理者ということでは多分まとまらなかったんでしょう。当然だと思います。これは除外しておりますが、国や地方公共団体は、無電柱化推進計画を作りなさいというふうになっております。

なかなかまだこの市町村がやってるか全く知りませんが、いずれは作るようになるんだろうと思います。

それから、第3章の無電柱化の推進に関する策では、主なものは、10条に無電柱化の日を作りましたというのがあつたんです。これは、11月10日に制定されておまして、今年もあつたんでしょうけど、あまり広報ができてないんで御存知ない方も多いんですけど、私も知らなかったんですが、11月10日が無電柱化の日、これは1、1が、電柱が3本あつて0になるとかそういう意味だそうなんですけど、そのようなことございます。

それから、後はですね、無電柱化に必要であると認められる道路の占有禁止という、これはちょっと難しいんですけど、法律の専門家でないんで申し訳ないんですけど、国及び市町村や公共団体がそういう道路の占有禁止、道路に電柱を立てたらいかんというような意味だと思ふんですけども、そういうことを進めていくというようなことだろうと思います。

それから12条ではですね、関係事業者、これ電線管理者ですが、電柱又は電線の設置の抑制及び撤去、これは道路上にあるものは撤去しなさいというようなことでございまして、このことはですね、今までなくて、非常に画期的な条文で電線管理者も追い迫りそういう考えになってくるんだろうと思います。

以上のことからしましてですね、まだあるんですけども割愛しますが、15条に法制上の措置をしなさいという項目もございます。これは、政府がやることで、法制上・財政上又は税制上の措置そのほかの措置を講じなければならない。これは政府の方でいろいろ検討されてるんだろうと思います。

後、附則として、無電柱化の費用の負担のあり方、今までどこがなんぼ持つんだとか、いろんなことでずっとやってきましたけど、こういうことで法律にも記載されておりますんで、これから非常に無



電柱化がやりやすくなるというふうに理解しております。

国交省の方も、スピードを上げて無電柱化に急カーブをきっておりまして、1月から無電柱化推進のあり方検討委員会を月1回されております。8月にこれは中間報告も出ております。

また、無電柱化を推進する市区町村長の会もありまして、どこの市町村か私も今メモを持ってませんが、かなりの市町村さんが入っておられるようです。

要はですね、国会で全会一致で無電柱化推進法が成立した法律でありまして、防災・安全・快適・景観・観光にとって必要でございます。それから、国内外から多くのお客さんが矢掛に来られるようになりました。

また今後、歴史薫る文化のまちとして内外に発信するにはどうしても無電柱化が必要ですよという思いで、ちょっとややこしいんですが申し上げました。町のお考えをお聞かせください。

**○議長（江尻健二君）** 建設課長。

**○建設課長（津島昭二君）** それでは、浅野議員さんの御質問にお答えをいたします。

無電柱化につきましては、議員さん申されたように、国土交通省では、景観・観光、安全・快適、防災、この三つの目的で推進をいたしております。

1点目の景観・観光では、景観の阻害になる電柱でありますとか電線をなくして良好な景観を形成すると。2点目の安全・快適では、無電柱化によって歩道の有効幅員が広がるということで通行空間の安全性でありますとか快適性を確保しましょうと。3点目の防災では、大規模な災害が起きた時に電柱等が倒壊することによる道路の寸断を防止するというところでございます。

本町におきましても、無電柱化を検討いたしました。結果といたしましては、電線共同溝方式のほか、自治体管路方式であれば無電柱化は可能ということに結果なっております。

いずれの二つの方式であってもですね、地上機器の設置場所でありますとか高さの問題が出てまいります。この無電柱化の検討協議におきまして、市街地の沿線住民の方々への聞き取り調査のアンケート調査を実施いたしております。結果といたしましては、50パーセント強の方が希望という答えであります。商店の方々におきましては、工事期間中ですね、商売に影響が出るから反対という御意見もあります。

無電柱化を実施いたしております自治体への実施前のアンケート調査の結果を尋ねてみますと約90パーセント以上の要望の中で取り組んでいるという中でも、実際の段階になりますと地上機器の設置の問題等で中断をせざるをえない事態になっているというふうに聞いております。

本町では、まだ住民の方の意識はですね、町議さんが思われるところまで達してないのではというふうに判断をするところでございます。

無電柱化は、電線管理者との調整等、財源の確保は当然のことではありますが、住民の意向も欠くことができません。この三つの全てが整わないと実現は困難であるというふうに思います。

担当課といたしましては、市街地にお住まいの方々や通過される方々の御意見やですね、御理解が一番であると考えておりますので、今の現段階では、取り組める事業ではないのではないかなと判断いたしておるところでございます。以上でございます。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 建設課長さんの御意見、ごもつともだと思います。現状では、そういうことだろうと思います。

ただ、私が先ほどなぜこれを申し上げましたかと言いますと、国の方向と言いますかですね、そういうものは、法律まで作って進めようということでございますんで、これから順次進めていただければという思いで今やらせていただきました。以上です。次にいきます。

重要伝統的建造物群保存地区の選定についてでございますが、これはですね、先ほど午前中にもちょっとお話がありましたが、11月の28日現在で117件が選定されております。43都道府県で97市町村。この前、鞆がやっと選定されております。

それから、10年前では、岡山県では倉敷、吹屋に次いで矢掛だなというようなお話もございましたが、結局、津山の方が先に選定されております。

まあ、そういうことで、ぜひ矢掛のほうもですね、スピードを上げて今、午前中にいろいろもう教育委員会のされているのは十分存じておりますが、スピードを上げてやってもらいたいということと、何故申し上げますかと言いますと、矢掛の町並みは、これはもう専門家もみなさんも御存知だと思いますけど、本陣・脇本陣が重要文化財に指定されておると、で、町並みがほぼ連なっておる。多少、駐車場なんかございますけれども、これぐらいなら、まだまだ選定の可能性が十分あるということですよね。それと、江戸時代から明治にかけての建物が多く残っておる。それから、かつ地割りも完全に残っておる等、重伝建の選定に十分耐えられるとの、これは専門家の意見です。がございます。

また、観光、特にインバウンドには、重伝建は必須要件だろうと思います。それと、費用対効果でこれに勝るものはありません。これは、宣伝効果があるということで、いろんなことにインパクトがあるということで、観光に非常に有為に働くと思っております。

また、法定要件ではないが、関係自治会、町内会の皆さんの賛同も得ており、いつになれば申請するのかとの話を聞きます。これは特定の人の名前は言いませんけれども、そういう話もございます。ということで、時期を逃がし後悔をしても後には戻れません。

どうか早急に申請の準備をお願いしたい。

確かに、いろんなことで手間のかかる量だとは思いますが、ぜひ町長部局の方も一緒にやらないとできませんので、ぜひその御検討を願って、スピード早めにやられることをおすすしめし、お願いしたいということでございます。お願いします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 浅野議員さんからの二つ目の質問、重要伝統的建造物群保存地区選定について、私の方からお答えをさせていただきます。

教育委員会では、28年度から重要伝統的建造物群保存地区の選定に向けて、文化庁調査官の現地指導を受けながら町並みの現状把握に努め、町民の皆様に制度を正しく知っていただくための説明会や意見を聴く機会を設けてまいりました。

本年度、29年度は、町並みの発展の歴史や建物の特性について、より専門的な立場から検証するために独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所に調査を委託し、現在実施しておりまして、年度末に向けて調査報告書を作成していく計画といたしております。

また、この取り組みを推進するには、町民の皆様の理解と協力を前提に、関係機関、関係者の意思統一が必要不可欠であり、現在、内部協議中でございますので、御理解、よろしく願いたいと思います。以上です。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

状況は、今朝ほどお聞きしております。よくわかりますが、どうしても教育委員会の人員的な問題もあろうかと思うんですが、大変でしょうけれどもぜひ、ひとつ踏ん張ってやっていただきたいと思います。

教育長、一言お願いします。

**○議長（江尻健二君）** 教育長。

**○教育長（嶋山英二君）** 午前中にもですね、7番議員さんの方にもお答えをさせていただきましたけれども、教育委員会といたしましては、選定に向けましてですね、早急にかつ具体的にですね、準備を進めていくように指示をしているところでございまして、私どももこのすばらしいですね、本陣・脇本陣を中心とした町並みをですね、いつまでも残していきたいなあという思いでございまして、御理解をいただきたいと思います。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** 浅野議員には、熱心に何年間もこの事項について御質問をいただいて、たいへんありがとうございます。

前回も含めて、また、笹井議員の方もこの件については話を。私もずっと教育委員会の対応を見ておりますけれども、なかなかそばにもおれない状態になってきたという感じがいたします。

これが本当かどうかわかりませんが、議員が言われる関係自治会・町内会の賛同を得ておるというのは、まあ一部かどうかということもあろうかと思いますが、これはですね、私自身、申請は町というのはわかりきっているんですけど、やはり事業いうのはですね、うまくいかなんだら大変なことになります。

私は、後戻りはしたくありません。そういう面からいたしますとですね、教育委員会の住民のまとめ方、私ですとですね、これが二代、三代続いていきますので、話をして本当に賛成だったら、私はむこうから要請が出てくれば一番見易いのではないかな、自治会ごとで。それも、自治会をもらったという言い方の実証は全くありません。私のところへは。言葉で出てくるだけなので、そういう状況の中で、よくあります用地買収でもですね、町内会から要望が出てきて、職員が入っていきますと、わしは聞いとらんとか、わしは協力できんとかいうことが、しばしばこの歴史上にあります。

そういうことを円満にやっていくというのは、急がば回れではありませんが、やはりきちっと、それでまあ、議員に要請するとすればですね、委員会と話をしていただいてですね、非常に推進論者ですので、その地域へ行っていただいてですね、誰が反対して、誰がおえないのというところまで出てくればですね、ものがスムーズにいくのではないかなあというふうに思っております。

先ほど、笹井議員のときに副町長が話をした経緯がございしますが、やはり町長部局と私自身は、あまりにも長いので、町長部局と教育委員会部局の協議をなさい。この意見一致をみずに町民の方へは訴えられないということは、指示をしております。その中を今、副町長のほうが、まだ一致してないという本音を話したのではないかなと。

それは何なのかということではありますが、その辺は、教育委員会とすれば、ここで話を聞く限り非常にいい話ばかりでございまして、それが内部でというときに多少後のこの日本遺産もありますけど、教育委員会いわれてますので、やはり問題は、活用ということなんですよ。活用となれば、やっぱり町長部局になる可能性があるんですけど、そこのコンセンサスがなかなか得られてないというふうに

思っております。まあ、私も今は様子を見ておるという状況ですけど、議員さんから言わせば、いつまでどうなるのということがよくわかるような気がいたします。

そういう面では、まだ今話を聞きようればですね、奈良研究所の報告が年度末には出ると。出た後ですね、私は、もう絶えず他の事案も今の無電柱化もありましたけど、やっぱり行政に質問も大事なんですけれど、条件があります。

この件も前の件も含めてですね、三つの要件があれば、やっぱり三つの要件が整わないとできません。町の役はいつも準備してます。ちょっと話が前になります重伝建で言えばですね、町の役割は、やはり財源の問題、後は、やっぱり住民の関係者が理解していただくということが非常に大事であります。そういうことからして、この件についてはですね、ちょっと今では多少そのするならするらしくやらないけませんし、遅れるんならなぜ遅れるのかという理由をきちっと説明をできるとこまでいかないと議員さんも何年か質問されてるので、あまりにも気の毒なかなという気もします。

まあ、私自身もですね、この前、脇町ですかね、美馬市、あの重伝建行きましたけど、やはり人は通ってませんね、あそこは。まあ、人の聞いてみるとですね、建物は、やはりよくなっておるけど、人の動きは非常に少なかった様子もございます。

そういうことを聞いたり、矢掛町の場合には、即まるごと道の駅と関連すれば、この名前がですね、大きく観光に活きるんではないかというのが議員さんの気持ちだろうというふうに思います。その辺は、矢掛版としてですね、判断していかなきゃならないというふうに思っておりますので、もう少しですね、やっぱり住民の気持ちの把握をきちっとやるように指示したいというふうに思いますのと、町長部局と教育委員会部局、意見がなぜ一致しないのかということに関しても指示をしておきたいと思います。

私からは、必ず条件整備が整うときにGOを出します。そのためには、できるだけ自然体で忍耐強く、つまり、急がば回れでスタートしたらですね、最短距離でやる手法をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○４番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

今、脇町のお話をされましたが、あそこは私も行きましたが、おっしゃるように人はいません。ところが、矢掛の場合は、今、観光を表に出してやっておりますので、間違いなくそれプラス相乗効果が出ると思います。脇町は、これやったからいいわみたいな感じだろうと思うんですよ。あまり失礼で言えませんけど。

そういうことで、両方賑やかな重伝建の地区がもういっぱいありますんで、今お話しの、町長のお話で意向が分かりましたんで、ぜひ町長中心に頑張っていただければと思います。ありがとうございます。

よろしいですか、議長。

では、引き続き日本遺産の申請についてちょっと簡単に。これはですね、平成２７年に１８件、２８年度１９件、平成２９年度に１７件で今５４件認定されておまして、あと、３１年度までに４６件ということでございます。近隣では、備前市とか倉敷市、備前市からもう一つ、六古窯ですかね、が決まっております。最近では、総社が赤米で申請したんですけど、これはまあ残念ながら落選したという状況でございます。

この１１月１８日に笠岡で日本遺産のシンポジウムがありました。ここには、内閣官房参与の加藤康子さんがコーディネーターを行い、非常に、二百数十名来て盛り上がっておりました。笠岡市はですね、

来年度２月ごろですかね、石の文化ということで小豆島とシリアル型、連携型でやるんだそうです。最終年には、笠岡単独でやるというようなことを計画されております。

矢掛についてはですね、任意と有志の方が日本遺産について地域の勉強にもなるしということで地域おこしを兼ねて勉強会をされております。地域型の要件である歴史文化基本構想というものを、これも結構手間がかかるんですけど、その準備をしておるようです。

そういうことで、日本遺産は、非常に競争率が高いようです最近。最初にやれば難しくなかったんですが、今、あれも、あれもで、だいたい出とるようですが、勉強会等を行うことによって矢掛の文化遺産を掘り起こし、観光資源にすることができ、これも先ほどの重伝建と同じように費用対効果の面でかなりメリットがあると思います。

申請に挑戦、すぐ決めてくださいというお願いもなかなか難しいと思いますんで、挑戦してそれがまちおこしの一環になるかなという思いで申し上げております。よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 教育課長。

**○教育課長（松嶋良治君）** 浅野議員さんからの三つ目の質問、日本遺産申請について、に関して私の方からお答えをさせていただきます。

この日本遺産は、文化庁が地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを認定するものであります。

ストーリーとは、それぞれの地域の歴史的な特色や、伝統行事、風習、文化財などを一般の方にわかりやすいように魅力的な物語調にまとめたもので、さまざまな文化財群を総合的に活用する取り組みをいいます。現在、先ほど議員さんからもありましたように、全国で５４のストーリーが認定され、岡山県内では備前市、倉敷市が認定を受けています。

さて、この日本遺産には２種類ございまして、一つ目は、シリアル型と申しまして、複数の市町村にまたがってストーリーを展開するもので、連名による申請となります。先ほどの備前市は、この例によるものでございます。

二つ目は地域型で、単一の市町村内でストーリーが完結するもので、倉敷市はこの例にあたります。地域型の申請には条件があつて、歴史文化構想もしくは歴史的風致維持向上計画という、いわゆる各自治体の文化財の保護と活用の基本方針や事業計画をまとめたマスタープランを策定済みの市町村であるというのが条件としてあげられます。

平成２９年３月議会でもお答えしましたように、矢掛町には数多くの文化財が現存しており、指定文化財だけでも７１件にのぼりますが、日本遺産申請の条件である、歴史文化構想も歴史的風致維持向上計画もできてないのが実状であります。

また、矢掛町教育委員会といたしましては、先ほどから出ております矢掛の町並みについて、重要伝統的建造物群の保存地区の選定を目指して取り組みを進めているところでありますので、まずは、町並みの歴史的価値を町民に理解していただくことから考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○４番（浅野 毅君）** ありがとうございました。

よくわかりまして、ちょっとハードルも高いし、大変だろうと思うんですが、任意団体の話、やられとる方々のやつを聞きますとですね、やっぱり矢掛には、いろいろな文化遺産がまだまだその表に出て

いない、指定されてないもの、いっぱいあるようでございますんで、そういうものを掘り起こすだけでも非常に勉強になるような、プラスになるというような意気込みでやっておられますんで、ぜひいろいろ協力できるものはでき、教育委員会の方でも任意団体の方へ応援していただければ、うまくいけばなるし、最終、町が申請するんで、なかなか難しいと思いますが、ぜひそのへん、よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 町長。

**○町長（山野通彦君）** この分野も熱心に質問をしていただいておりますが、教育委員会への質問であるがゆえにですね、なかなか判断を苦しんでおるのも担当課だろうというふうに思います。

この件についても、議員が書かれてるのは、観光に関係があるという、観光課長がここで話をすりゃあいいいんですけど、その様子はないから出てきてないというふうに思いますのでお話をしておりますが、いろいろな条件がありますが、なにもかにも矢継ぎ早にはできないんですけど、例えばこの日本遺産にしてもですね、国が期限を決めて目標を出してやっておるというのは、結局、今のオリンピック等々の目標ありながらということから言わせば、今の教育委員会の回答ではもう時期を逸してしまう。もうしないという回答をしているような感もいたします。

そういうことですね、今のスタッフでは難しいので、この次の4月には、専属の職員をそこへ配置しようというふうに思ってます。そして、その専属ですね、するかせんかは別として、知識を得るというもので、定義でなしにですね、体でそれを覚えるということが大事だろうと。

これをあえて言うのは、議員もそれをやる業者を紹介をしてくださったり、熱心にですね、現場のことを考えて言ってくださるとる面もあるので、その人がどこまでやれるかというのは分かりませんが、しかし、観光・観光・観光が背景にあるということから言わせばですね、歴史薫る文化の町、それを観光と結びつけるということから言わせば、重要な項目ですので、それぞれ専属の職員をえながら、今度はきちっとどういう方向付けかを出せるような体制づくりをしていきたいと思います。よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** 町長のお話で、非常にありがたいというのが、町民みんなのためには良いようですからあれですけども、ぜひまあ、どこまでやれるかは別に、挑戦することは非常にいいことだろうと思います。よろしくお願いします。

最後になりましたが、イノシシの件でちょっとお尋ねしたいと思います。イノシシばっかしではございません。イノシシと鳥獣対策。今、昨今テレビなんか見てますと、この前、京都の東山でイノシシですかね、それから昨日のテレビでは横浜あたり、これはサルですか、これが出て街の中まで出てくると。

こちらの地元ですが、吉井の方でクマがこの前出て、これはもう死んでおると。小田の方は、サルが非常に多いと、いろんなことを聞いておりまして、そういう意味で、ちょっと質問をさせてもらおうと思いました。

平成の28年度に、矢掛町でイノシシの被害が550万ですか、これは統計の話です。サルが60万ということですが、実際は、これは報告が町へ出たものだけだろうと思います。実際は、報告していない人が多いし、私自身の個人的なことですけど、家の周りに出てきて畑を荒らすと、町まで言うこともないかなと思って何もしてない。そういうのも実際は、やれば一様に被害が出てくるんだろうと思います。

そういう意味で、矢掛町の鳥獣被害防止計画についてお聞きいたします。28年度の被害の実態ある

いは28年度までに講じた被害防止対策,そして今後の取り組みの方針をお聞かせ願いたいと思います。  
よろしくお願いします。

**○議長（江尻健二君）** 産業観光課長。

**○産業観光課長（奥野隆俊君）** 4番議員,浅野議員さんの御質問,イノシシ等の鳥獣対策について産業観光課からお答えをいたします。

有害鳥獣によります被害は,担い手の不足,耕作放棄地などの農業を取り巻く厳しい環境の中,全国的な課題ということになっております。

鳥獣被害の軽減を図るには,集落や田畑に鳥獣を近づけないということが一番ということになってまいります。エサ場を求めてイノシシなどが山から下りて来ます。人が住む地域を,エサ場としての魅力を下げることが有害鳥獣を近づけないということになります。

そのためには,地域の協力,地域ぐるみで有害鳥獣被害の対策をしていくということが必要になってまいります。有害鳥獣被害が増える一因は,被害を増やすような状況,そういう環境になってきたということが考えられるというふうに思います。

集落の現状を地域みんなで見直すということから始めるということも必要になってくると思います。

これまでの取り組みの状況でありますとか,今後の方針ということの御質問でございます。町では,法律“鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律”ということに基づきまして,野生鳥獣による農作物等への被害防止を図るために,平成20年から矢掛町鳥獣被害防止計画を策定をいたしております。

また,鳥獣による農林水産業などへの被害を防止・軽減させるために,平成25年度に矢掛町鳥獣被害対策実施隊を設置して,地域と連携した駆除にあたっております。現在は,駆除班の16名,それから自治会班といたしまして小田地区の18名の計34名が実施隊として駆除活動に尽力をいただいているというところでございます。

自治会・町内会などが一体となりまして,耕作放棄地の解消,里山の保全,電気柵等の設置によりまして,まずは,イノシシなどが出にくい環境づくりに努めていただきまして,その上で,町といたしましては,国や県の補助事業を活用しながら電気柵や捕獲檻の設置費等を補助させていただくということになります。

地域の要望に基づきまして,侵入防止柵や捕獲檻などを整備しておりまして,平成21年度から昨年平成28年度までの実績といたしまして,総事業費4,950万円で電気柵・ワイヤーメッシュ等を延べ65キロメートル,捕獲檻を127基導入いたしております。また,捕獲した鳥獣につきましては,猟友会の駆除班に依頼をしまして,迅速な駆除を実施いたしております。その結果,平成21年から28年までに,イノシシ1,547頭,ヌートリア等のその他有害鳥獣につきましては,3,755頭を駆除いたしました。なお,昨年28年度の捕獲状況ですが,イノシシ267頭,ヌートリア239頭,カラス186羽,その他タヌキ,アナグマ等110匹ということで,合計で802頭という状況になっております。

平成29年度につきましては,町長の指示によりまして,地域の要望をお伺いしております。ワイヤーメッシュ柵を3地区1,660メートル,146万5,000円で,電気柵を8地区4,900メートル,120万円で,イノシシの檻を14地区18基,169万1,000円,サルの檻を1地区1基,8万3,000円で,事業費443万9,000円の国庫補助事業により整備をいたしております。

この国庫補助事業には,採択のために要件がございます。3戸以上の受益の戸数が必要でありますと

か、地元の方で設置したり維持管理、エサをあげていただくとか、それから、耐用年数がございます。これを経過しないと設置できないとかいうふうな要件がありますけれども、こういった要件に合わないものにつきましては、単県の事業ということで実施いたしております、ワイヤーメッシュ柵を1地区96メートル、9万6,000円で整備をいたしました。

また、30年度につきましても、地域の状況の把握に努めておりまして、できる限りの対応・対策を講じるよう、町長から指示を受けておるところでございまして、今後も対策をしていくというところで。有害鳥獣による被害は、経済的被害だけではなくて、農業を行う上でも経営意欲の減退や耕作放棄地の増加にもつながるということになります。

今後におきましても、地域の方々とともに被害軽減に努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願います。

**○議長（江尻健二君）** 浅野君。

**○4番（浅野 毅君）** ありがとうございます。

私もちょっと勉強いう意味で、あの県の方でいろいろ確認しましたら、県北の方はシカなんだそうですね。シカの方で精一杯で岡山県の方、矢掛の方は非常によくやっておられますというようなことを、そんな話をされておりました。ようやっておるのはようわかるんです。

ただひとつお願いしたいのは、11月の20日ですかね、今年度助成金の柵がどうか、いろんな案内が回覧で回っておりました。それをもう少し、どう言いますかね、認知ができるような方法を来年度は、知らない人も結構多かったと思いますんでね、こういうのがある、助成があるいのを知らない人が結構多いんで、それはもっとう、こんなんがあるよ、というようなことをぜひ広報していただければということをお願いして終わります。以上です。ありがとうございます。

**○議長（江尻健二君）** 以上で、本日予定しておりました方々の一般質問は全て終了いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） 本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日、金曜日午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の会議は明日、金曜日9時30分から再開することに決しました。

皆様、御苦労さまでございました。

午後2時57分 散会

平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会（第3号）

1. 会議招集日時 平成29年12月8日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前9時30分
（議事） 午前9時30分
（延会） 午前9時38分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	花 川 大 志	出	2	川 上 淳 司	出
3	土 田 正 雄	出	4	浅 野 毅	出
5	山 野 豊 久	出	6	高 岡 一 万	出
7	笹 井 愛 子	出	8	萩 野 清 治	出
9	植 田 修 弘	出	10	江 尻 健 二	出
11	青 江 茂	出	12	守 屋 正 晴	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

町 長	山 野 通 彦	副 町 長	武 井 道 忠
教 育 長	嶋 山 英 二	総務企画課長	山 縣 幸 洋
町 民 課 長	妹 尾 一 正	保健福祉課長	小 川 公 一
産業観光課長	奥 野 隆 俊	建 設 課 長	津 島 昭 二
上下水道課長	渡 邊 孝 一	教 育 課 長	松 嶋 良 治
矢掛病院事務長	稲 田 欽 也	会 計 管 理 者	藤 原 徳 忠
介護老人保健施設事務長	丹 下 裕 之	総務企画課長代理	堀 賢 一
総務企画課主幹	三 宅 伸 幸		

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 奥 村 栄 治 書 記 笠 行 淳

6. 議事日程

- 日程第1 議案第63号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について
 議案第64号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について
 議案第65号 矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定について
 議案第66号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について
 議案第67号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について

- 日程第2 議案第68号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について
議案第69号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について
- 日程第3 議案第70号 町道の路線変更について
議案第71号 町道の路線認定について
- 日程第4 議案第72号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について
議案第73号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第74号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第75号 平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について
議案第76号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について
議案第77号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第78号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
議案第79号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第80号 工事請負変更契約の締結について（水車の里体験型観光推進事業 水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結）
- 日程第6 請願第5号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

昨日の会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

それでは、本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 議案第63号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について

議案第64号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について

議案第65号 矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定について

議案第66号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について

議案第67号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第63号から議案第67号までの条例制定案件5件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第63号から議案第67号までの条例制定案件は、所管となる常任委員会に付託し、専門的な審査をお願いしたらと思います。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第63号、矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である総務文教常任委員会に、また、議案第64号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について、議案第65号、矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定については、所管の常任委員会である予算決算常任委員会に、議案第66号、矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第67号、矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定については、所管の常任委員会である産業福祉常任委員会に、それぞれ付託することに決しました。

~~~~~

日程第2 議案第68号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について

議案第69号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について

○議長（江尻健二君） 日程第2、議案第68号及び議案第69号を議題といたします。

これも既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第68号及び議案第69号は、所管となる予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたらと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号、桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について、議案第69号、矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定については、予算決算常任委員会に付託することに決しました。

~~~~~

日程第3 議案第70号 町道の路線変更について

議案第71号 町道の路線認定について

○議長（江尻健二君） 日程第3、議案第70号及び議案第71号を一括議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

ただいまから採決を行います。議案第70号及び議案第71号については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号、町道の路線変更について、議案第71号、町道の路線認定については、原案のとおり可決決定いたしました。

~~~~~

日程第4 議案第72号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について

議案第73号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第74号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第75号 平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について

議案第76号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について

議案第77号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第79号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（江尻健二君） 日程第4、議案第72号から議案第79号までの補正予算案件8件を一括議題といたします。

既に説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第72号から議案第79号までの補正予算案件は、所管となる予算決算常任委員会に付託し、審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第72号、平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について、議案第73号、平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第74号、平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第75号、平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について、議案第76号、平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について、議案第77号、平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第78号、平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第79号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、予算決算常任委員会へ付託することに決しました。

~~~~~

日程第5 議案第80号 工事請負変更契約の締結について（水車の里体験型観光推進事業 水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結）

○議長（江尻健二君） 日程第5、議案第80号を議題といたします。

これも説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。御質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第80号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号、工事請負変更契約の締結について（水車の里体験型観光推進事業 水車の里フルーツトピア施設改修工事の請負変更契約の締結）は、原案のとおり可決決定することに決しました。

~~~~~

日程第6 請願第5号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

○議長（江尻健二君） 日程第6、請願第5号を議題といたします。

お諮りいたします。請願第5号は、所管となる総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願は、総務文教常任委員会に審査付託することに決しました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の会議を14日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて延会とし、次の本会議を14日の午前9時30分から再開することに決しました。

ここで、念のためお知らせいたします。11日の月曜日、午前9時30分から総務文教常任委員会、午後1時30分から産業福祉常任委員会、また、12日の火曜日、午前9時30分から予算決算常任委員会が、いずれも全員協議会室において開催されますので、関係者の皆さんには御出席をお願いいたします。

本日予定しておりました審議は、全て終了いたしました。

それでは、これにて延会といたします。皆さん御苦労さまでした。

午前9時38分 延会

平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会（第4号）

1. 会議招集日時 平成29年12月14日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分  
（議事） 午前 9時30分  
（閉会） 午前10時55分

3. 議員の出欠状況

| 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 | 議席<br>番号 | 氏 名     | 出欠等<br>の 別 |
|----------|---------|------------|----------|---------|------------|
| 1        | 花 川 大 志 | 出          | 2        | 川 上 淳 司 | 出          |
| 3        | 土 田 正 雄 | 出          | 4        | 浅 野 毅   | 出          |
| 5        | 山 野 豊 久 | 出          | 6        | 高 岡 一 万 | 出          |
| 7        | 笹 井 愛 子 | 出          | 8        | 萩 野 清 治 | 出          |
| 9        | 植 田 修 弘 | 出          | 10       | 江 尻 健 二 | 出          |
| 11       | 青 江 茂   | 出          | 12       | 守 屋 正 晴 | 出          |

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 野 通 彦 | 副 町 長     | 武 井 道 忠 |
| 教 育 長       | 嶋 山 英 二 | 総務企画課長    | 山 縣 幸 洋 |
| 町 民 課 長     | 妹 尾 一 正 | 保健福祉課長    | 小 川 公 一 |
| 産業観光課長      | 奥 野 隆 俊 | 建 設 課 長   | 津 島 昭 二 |
| 上下水道課長      | 渡 邊 孝 一 | 教 育 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 矢掛病院事務長     | 稲 田 欽 也 | 会 計 管 理 者 | 藤 原 徳 忠 |
| 介護老人保健施設事務長 | 丹 下 裕 之 | 総務企画課長代理  | 堀 賢 一   |
| 総務企画課主幹     | 三 宅 伸 幸 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長    奥 村 栄 治                      書                      記    笠 行    淳

6. 議事日程

日程第1 委員長報告 議案第63号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について  
議案第64号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について  
議案第65号 矢掛町水車の里フルーツピア条例の一部を改正する条例制定について  
議案第66号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について

議案第 6 7 号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について  
 議案第 6 8 号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について  
 議案第 6 9 号 矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について  
 議案第 7 2 号 平成 2 9 年度矢掛町一般会計補正予算（第 4 号）について  
 議案第 7 3 号 平成 2 9 年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）  
 について  
 議案第 7 4 号 平成 2 9 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）に  
 ついて  
 議案第 7 5 号 平成 2 9 年度矢掛町病院事業会計補正予算（第 1 号）につい  
 て  
 議案第 7 6 号 平成 2 9 年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第  
 1 号）について  
 議案第 7 7 号 平成 2 9 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 2 号）につい  
 て  
 議案第 7 8 号 平成 2 9 年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第  
 2 号）について  
 議案第 7 9 号 平成 2 9 年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2  
 号）について  
 請願第 4 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をは  
 かるための、2018 年度政府予算に係る意見書採択の請願  
 請願第 5 号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求め  
 る請願

日程第 2 議案第 8 1 号 工事請負変更契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請  
 負変更契約の締結）

日程第 3 決定第 1 号 議員の辞職許可について

日程第 4 決定第 2 号 議員の辞職許可について

日程第 5 議案第 8 2 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

日程第 6 決定第 3 号 議会運営委員会委員の指名について

日程第 7 選挙第 1 号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の補欠選挙について

選挙第 2 号 井原地区消防組合議会議員の補欠選挙について

~~~~~


午前9時30分 開議

○議長（江尻健二君） 皆さん、おはようございます。

8日の本会議に引き続き、御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

- 日程第1 委員長報告 議案第63号 矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について  
議案第64号 桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について  
議案第65号 矢掛町水車の里フルーツピア条例の一部を改正する条例制定について  
議案第66号 矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について  
議案第67号 矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について  
議案第68号 桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について  
議案第69号 矢掛町水車の里フルーツピアの指定管理者の指定について  
議案第72号 平成29年度矢掛町一般会計補正予算（第4号）について  
議案第73号 平成29年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第74号 平成29年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第2号）について  
議案第75号 平成29年度矢掛町病院事業会計補正予算（第1号）について  
議案第76号 平成29年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について  
議案第77号 平成29年度矢掛町水道事業会計補正予算（第2号）について  
議案第78号 平成29年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について  
議案第79号 平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について  
請願第4号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願  
請願第5号 日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願

○議長（江尻健二君） 日程第1、議案第63号から議案第79号まで、並びに請願第4号及び請願第5号を一括議題とし、委員長報告を行います。

これらは、今月8日の本会議において委員会に審査付託された案件であります。委員会審査も終了しておりますので、報告していただきます。

まず、総務文教常任委員長、高岡一万君お願いします。6番、高岡君。

**○6番（高岡一万君）** おはようございます。

それでは、命によりまして総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る12月8日の本会議において付託を受けました、議案第63号、矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願及び請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願の3件について、12月11日、総務文教常任委員会を開催し、全委員出席のもと、条例制定については関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

まず、議案第63号の矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定についての審査では、審査の結果、内容そのものに異議を唱える者はなく、全会一致で了といたしました。

請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願についてでございますが、再度紹介議員から説明を受けたのち、審査を行いました。

前回委員会での指摘事項の削除の説明がありましたが、再度、教職員組合関係者に直接説明を受けるということになり、13日の委員会予備日に委員会を再度開催しました。審査の中では、「前年と同じ内容の請願を出すのは、納得がいかない部分がある。」という意見。また、「同じものを出し続けるのは、請願のあり方を考える必要がある。」といった意見など、いろいろありました。審査の結果、請願を可とする意見も一部ありましたが、委員会としては不採択と決しました。

次に、請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願についてでございますが、紹介議員から説明を受けたのち、審査を行いました。審査の中では、「政府の意見を尊重する。」「本当の意味での核廃絶にならない。」などの反対意見と、「希望的なもので賛成する。」という意見がありました。請願第5号に対する審査の結果、請願を可とする意見も一部ありましたが、委員会としては不採択と決しました。

以上が総務文教常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら、他の委員の補足をお願いいたしまして総務文教常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 次に、産業福祉常任委員長、萩野清治君お願いします。8番、萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 改めまして、おはようございます。それでは、命によりまして産業福祉常任委員会の委員長報告を行います。

去る12月8日の本会議において本委員会に付託を受けました、議案第66号、矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第67号、矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について、につきまして審査をいたしましたので、その審査経過と結果について御報告をいたします。

委員会は、12月11日午後1時30分から全委員出席のもと、条例制定については、町長以下関係職員の説明を聴取しながら慎重に審査をいたしました。

はじめに、議案第66号の矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定についての審査をいたしました。質疑の内容といたしましては、「企業会計に移行する手順、また、農集排統合についてのスケジュールを教えてほしい。」などの質疑応答がありました。これに対し、執行部からの説明後、全会一致で原案については了といたしました。

次に、議案第67号の矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について、につきましては、“第2条 知

識経験を有するもの”，“第3条 任期2年の考え方”などの質疑応答後，条例制定については，全会一致で原案について了としたしました。

以上が，産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。審査内容に関しまして，不足の点がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして産業福祉常任委員会委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** 続いて，予算決算常任委員長，守屋正晴君お願いします。12番，守屋君。

**○12番（守屋正晴君）** それでは，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

8日の本会議において付託を受けました，議案第64号，議案第65号，議案第68号，議案第69号，議案第72号から議案第79号の8議案，合計12議案の審査のため，12日午前9時30分より予算決算常任委員会を開催し，全委員出席のもと，町長以下関係職員の出席を求め，質疑応答により慎重に審査をいたしました。詳細な内容につきましては，会議録を御覧いただくこととして，概要について御報告いたします。

審査につきましては，まず議案第64号から議案第69号までの条例制定案件・指定管理者指定案件の審査を順次行いました。質問内容につきましては，“保健所関係についての対応”，“地元負担の管理料について”，“障害者に対する配慮”，“利用料について”，“10年の契約期間について”，“指定管理者選定について”，“指定管理の範囲について”，“農園の管理について”，“管理料の積算内容について”，などのことについて，担当課より説明を求めたところであります。審査の結果，全会一致で了としたしだいあります。

次に，補正予算に関する審査内容及び結果についてであります。まず，議案第72号から議案第79号までについてであります。一般会計の質問内容につきましては，“防災講演会について”，“自治協議会活動補助金について”，“給食材料費について”，“新規就農者経営支援補助金について”，“観光施設ライトアップ委託料について”，“太陽光発電について”，“観光案内看板委託料について”，“江尻記念館について”，次に，特別会計につきましては，“笠岡市負担金について”，“介護予防プラン作成委託料について”，“イベント委託料について”，などのことについて，担当課より説明を求めたところであります。

以上が，議案第72号から議案第79号までの補正予算の審査概要でございますが，特段の異論はなく，全議案について全会一致で原案を了としたしだいあります。

なお，執行部におかれましては，本委員会での意見・要望等に十分留意され，なお一層適切な事務・事業の執行に努められますよう求めるものであります。

以上が予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要と結果であります。不足の点がありましたら，他の委員さんの補足をお願いいたしまして予算決算常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

**○議長（江尻健二君）** それぞれ，委員長からの報告が終わりました。

ただいまから，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。8番，萩野君。

**○8番（萩野清治君）** 私は，請願第5号，日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める請願について，ただいま総務文教常任委員長報告で不採択との報告がありました。私は，採択に賛成する立場から討論

を行います。

このたびの核兵器禁止条約は、原爆が広島・長崎に投下されて72年、両市で二十数万人の死者又は多くの被爆者を出しました。本人はもとより、子、孫の代まで深い悲しみ、苦しみは続いています。そして、犠牲者の方も高齢になり、自分たちが生きているうちに真実を国内外に伝え、二度と核戦争による被害、苦しみを繰り返させないようにと声を上げて訴えてきました。もちろん、ここに至るまでは被爆者の方々にはたいへん悩み、苦しんだと言っておられます。

このたびの核兵器禁止条約は、こうした被爆者の方々、市民団体の運動、努力が評価されて、去る7月7日、国連でこの条約が採択されたわけであります。

また先日、新聞等マスコミで大きく報道されていますように、核兵器廃絶・核兵器禁止条約採択に努力してきたとして、核兵器廃絶国際キャンペーン、ICANがノーベル平和賞を受賞されました。

カナダ在住のサーロー節子さんは、授賞式の演説の中で、「がれきの中で聞いた言葉を、今、皆さんに繰り返します。諦めるな。頑張れ。光の方に這って行くんだ。」と語り、核兵器廃絶への不屈の努力を訴えられました。

筆舌に尽くしがたい被爆者の体験とともに、決して諦めることなく、核兵器のない世界をという光を目指す被爆者の生き様が世界の市民と外交官、政治家たちを突き動かしてきたことは明らかです。

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、今回の平和賞受賞について、「核兵器が使用された場合の人道、環境的結末を世界に知らしめてきた市民社会の運動努力が認められた。」と述べ、高く評価しています。

今、日本政府に求められているのは、広島・長崎の体験に立って核保有国に核廃絶への決断と行動を訴えること、アメリカの核の傘に頼らない道を真剣に求めることです。

北朝鮮の核実験や核弾道ミサイル発射は、世界と日本、韓国にとっても重大な脅威で、絶対に認められるものではありません。しかし、圧力一辺倒、軍事衝突も辞さないとするアメリカ、トランプ大統領に無条件で追従するのではなく、直接対話を求める働きかけが特別に重要です。

偶発や誤算による軍事衝突の危険性が非常に高まっていると言われていています。絶対に避けなければなりません。

今、日本政府に求められているのは、広島・長崎の体験に立って核保有国に核兵器廃絶への決断と行動を訴えること。そして、アメリカの核の傘に頼らない道を真剣に追究することです。広島市の松井市長は、「核の傘に守られていると思うのは、錯覚。」と述べています。

また、長崎市の田上市長は、「核が安全を守っていると言い続ける限り、核を手放すことはできない。」と述べています。

しかし、核兵器禁止条約に反対する安倍政権は、先の国連総会で核兵器廃絶を未来に先送りする核保有国よりの決議案を提出し、各国から批判を受けました。

日本政府に、唯一の戦争被爆国としての国際的責務を果たすよう、核兵器禁止条約に署名と参加を強く求め、本請願に賛成の討論といたします。終わります。

**○議長（江尻健二君）** ほかにありませんか。6番、高岡君。

**○6番（高岡一万君）** それでは、請願第5号の不採択について賛成の討論を行います。

まず、非核三原則でありますけれども、“もたず つくらず もちこませず”そしてまた、戦争はしない、戦争放棄、これらについては、日本国民全ての人たちが等しく周知していることであろうと私は思っ

おります。

これを踏まえて、今回の核兵器禁止条約は、核兵器のない世界実現ということからいけば、歴史的な第一歩であるということも、これはだれしもが考えることではないかなと思います。

しかし、少し時間を戻していただきまして、昨年１２月にこの条約の交渉を進めていく国連会議、この開催日程について採決が行われました。この採決については、日本は反対をしたわけでありすけれども、その採決後に佐野利男軍縮大使が記者団に発表している内容があります。その内容は、「日本は一貫して、これまで核軍縮は、核保有国と非保有国が協力して推進していかなければ、実行力のある核軍縮は不可能だという強調をこれまでずっと強調してきている。」と。その上に立って、反対をした理由として、「意思決定のあり方について、多数決ではなくて、国際社会の総意を反映するという意味から、全会一致をずっと主張してきておりましたが、これが反映されていなかったと。これが反対の理由である。」というふうに述べております。

それから、外務省によりますと、この条約の中には、核軍縮は安全保障を考慮しながら進めていくという記述がされていないという指摘がされております。

いずれにされましても、この問題は世界平和という、本当に国レベルでの大きな問題である。という中で、日本政府も特に国内外のデリケートな課題について適切に判断をし、適切に決断をしてっております。そういった政府に対して、反対をするような立場ではありません。

そういったような考え方の中で、今回の請願第５号については不採択というものに賛成をいたします。以上であります。

**○議長（江尻健二君）** ほかにありませんか。

〔なし〕

**○議長（江尻健二君）** ないようなので、討論を終結いたします。

議案の性質上、議案第６３号から議案第７９号までと、請願第４号及び請願第５号につきまして、それぞれ分離して採決を行います。お諮りいたします。議案第６３号から議案第６７号の条例制定案件、議案第６８号及び議案第６９号の指定管理者指定案件、議案第７２号から議案第７９号の補正予算案件は、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第６３号、矢掛町職員給与条例の一部を改正する条例制定について、議案第６４号、桃源郷はなしの里憩いの館設置条例制定について、議案第６５号、矢掛町水車の里フルーツトピア条例の一部を改正する条例制定について、議案第６６号、矢掛町下水道事業の設置等に関する条例制定について、議案第６７号、矢掛町上下水道事業運営委員会条例制定について、議案第６８号、桃源郷はなしの里憩いの館の指定管理者の指定について、議案第６９号、矢掛町水車の里フルーツトピアの指定管理者の指定について、議案第７２号、平成２９年度矢掛町一般会計補正予算（第４号）について、議案第７３号、平成２９年度矢掛町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第７４号、平成２９年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第２号）について、議案第７５号、平成２９年度矢掛町病院事業会計補正予算（第１号）について、議案第７６号、平成２９年度矢掛町介護老人保健施設事業会計補正予算（第１号）について、議案第７７号、平成２９年度矢掛町水道事業会計補正予算（第２号）について、議案第７８号、平成２９年度矢掛町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）について、

議案第79号、平成29年度矢掛町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決決定されました。

次に、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願につきまして、採決をいたします。請願第4号に対する委員長報告は、これを不採択とするものであります。よって、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。

よって、請願第4号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2018年度政府予算に係る意見書採択の請願は、委員長報告のとおり不採択と決しました。

次に、請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願につきまして、採決をいたします。請願第5号に対する委員長報告は、これを不採択とするものでありますが、本件に対して先ほど、賛成、反対それぞれ討論がありましたので、起立による採決を行います。

なお、採決にあたっては、案件を可とする原則に従って行います。請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願について、採択に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

**○議長（江尻健二君）** 起立少数と認めます。

よって、請願第5号、日本政府に核兵器禁止条約の調印を求める意見書採択を求める請願は、不採択と決しました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。ただいま、町長より工事請負契約の締結についての追加上程がありました。また、青江君と植田君から、議員の辞職願が提出されていますので、ここで議会運営委員会及び調整会議開催のため、10時30分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、休憩いたします。休憩。

ここで、お知らせいたします。この後、直ちに議会運営委員会を委員会室で、また、議会運営委員会終了後、調整会議を議員控室で開催しますので、関係議員の皆様には御参集ください。休憩。

午前 9時57分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま町長より、工事請負変更契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負変更契約の締結）の追加議案が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。ここで、議案配付のため暫時休憩をいたします。休憩。

〔議案配付〕

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第2 議案第81号 工事請負変更契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負変更契約の締結）

○議長（江尻健二君） 日程第2，議案第81号，工事請負変更契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負変更契約の締結）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） 日程第2，それでは議案第81号，工事請負変更契約の締結について，提案理由を御説明申し上げます。これは，地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして，この議会に提出させていただくものでございます。これにつきましては，小田こうど会館改築工事建築工事の請負変更契約の締結について同意を求めるものでございます。

詳細につきましては，総務企画課長が説明いたしますので，よろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 総務企画課長。

○総務企画課長（山縣幸洋君） 〔議案第81号について説明記載省略〕

○議長（江尻健二君） ただいまから，質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔なし〕

○議長（江尻健二君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第81号については，原案のとおり可決決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，議案第81号，工事請負変更契約の締結について（小田こうど会館改築事業建築工事の請負変更契約の締結）は，原案のとおり可決決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。青江君と植田君から議員の辞職願が提出されています。青江君と植田君の議員の辞職許可について，これを日程に追加し，直ちに議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。

よって，これを日程に追加し，直ちに議題とすることに決しました。ここで，議案配付のため暫時休憩をしたいと思います。休憩。

〔議案配付〕

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第3 決定第1号 議員の辞職許可について

○議長（江尻健二君） 日程第3，決定第1号，青江議員の辞職許可について，を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、青江君の退場を求めます。

〔11 番 青江茂君 退場〕

○議長（江尻健二君） 事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（奥村栄治君） 〔辞職願朗読記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りします。青江君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、決定第 1 号、青江君の議員の辞職を許可することに決しました。

~~~~~

日程第 4 決定第 2 号 議員の辞職許可について

○議長（江尻健二君） 日程第 4，決定第 2 号，植田議員の辞職許可について，を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、植田君の退場を求めます。

〔10 番 植田修弘君 退場〕

○議長（江尻健二君） 事務局長に辞職願を朗読させます。局長。

○議会事務局長（奥村栄治君） 〔辞職願朗読記載省略〕

○議長（江尻健二君） お諮りします。植田君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、決定第 2 号，植田君の議員の辞職を許可することに決しました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） ただいま町長から急施を要する案件として，議会選出の監査委員の選任に同意を求めることについての議案，また，議員辞職にともない，議会運営委員会委員の指名についての決定，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員及び井原地区消防組合議会議員の補欠選挙についての選挙が提出されました。

この際，日程の追加を行い，直ちに監査委員の選任に同意を求めることについて，議会運営委員会委員の指名について，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員及び井原地区消防組合議会議員の補欠選挙について，を議題にすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって，日程の追加を行い，監査委員の選任に同意を求めることについて，議会運営委員会委員の指名について，岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員及び井原地区消防組合議会議員補欠選挙について，を一括議題とすることに決しました。

ただいまから，議案書配付のため暫時休憩をします。休憩。

〔議案配付〕

○議長（江尻健二君） 休憩を閉じ，休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第 5 議案第 8 2 号 監査委員の選任に同意を求めることについて

○議長（江尻健二君） 日程第 5，議案第 8 2 号，監査委員の選任に同意を求めることについて，を議題といたします。本案は，議員の自己に関する事件につき，地方自治法第 117 条の規定において山野君



の退場を求めます。

〔5番 山野豊久君 退場〕

○議長（江尻健二君） 町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山野通彦君） それでは、議案第82号、監査委員の選任に同意を求めることについて、提案理由を御説明申し上げます。

議会議員の中から選出させていただいております監査委員につきましては、植田修弘委員から辞表が提出されたことに伴いまして、欠員となっておりますので、その後任といたしまして山野豊久議員をお願いしたいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、この議会での同意をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（江尻健二君） 町長からの提案説明が終わりました。

御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 質疑を終結いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。山野君、入場を願います。

〔5番 山野豊久君 入場〕

○議長（江尻健二君） ただいま、監査委員の選任に同意が得られました。

山野君が議場におられますので、この際、御挨拶をお願いいたします。議長席前の演台でお願いします。山野君。

○5番（山野豊久君） 一言挨拶を申し上げます。

ただいま、監査委員として御同意をいただきまして、まことにありがとうございます。心より厚く御礼申し上げます。もとより、浅学非才ではございますけれども、見識を有する監査委員さんとともにこの監査委員という重責を担い、精一杯努力していきたいと思っております。なにとぞ、皆様の一層の御指導、御鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第6 決定第3号 議会運営委員会委員の指名について

○議長（江尻健二君） 日程第6、決定第3号、議会運営委員会委員の指名について、を議題といたします。議会運営委員会委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定によりまして、議長が会議に諮って指名することになっております。

既に選考しておりますので、ただいまから事務局に議会運営委員会委員の選任案を朗読、発表させます。事務局長。

○議会事務局長（奥村栄治君） 〔選任案朗読記載省略〕

○議長（江尻健二君） 議会運営委員会委員の指名につきましては、ただいま事務局に朗読させましたとおりで選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、決定第3号、議会運営委員会委員の指名については、ただいま事務局長が朗読いたしましたとおり選任することに決定いたしました。

~~~~~

日程第7 選挙第1号 岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の補欠選挙について

選挙第2号 井原地区消防組合議会議員の補欠選挙について

**○議長（江尻健二君）** 日程第7、選挙第1号及び選挙第2号の2案件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本案に対する選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、本2案は指名推選によることと決定いたしました。

更にお諮りいたします。指名は議長において行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決しました。

ただいまから、職員に順次氏名を報告させます。事務局長。

**○議会事務局長（奥村栄治君）** 〔氏名朗読記載省略〕

**○議長（江尻健二君）** ただいま報告のありましたとおり、それぞれ指名し、当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（江尻健二君）** 異議なしと認めます。よって、選挙第1号、岡山県笠岡市・矢掛町中学校組合議会議員の補欠選挙について、選挙第2号、井原地区消防組合議会議員の補欠選挙については、ただいま指名いたしました方々と決定いたしました。

~~~~~

○議長（江尻健二君） お諮りいたします。議会運営委員会の活動及び各常任委員会の所管の部分の調査・研究並びに特別委員会での調査・研究については、議会での継続審査の議決が必要であります。したがって、次期議会の会期、日程等の議会運営は、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会及び特別委員会での調査研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、次期議会の会期、日程等の議会運営につきましては、閉会中の議会運営委員会の継続審査に、各常任委員会、特別委員会の調査・研究については、閉会中の各常任委員会及び特別委員会の継続審査と決しました。

更にお諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、本日をもって平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会を閉会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江尻健二君） 異議なしと認めます。よって、平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり、町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山野通彦君） 閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

平成29年第4回矢掛町議会第4回定例会につきましては、9日間の会期ではありましたが、上程いたしました条例改正や補正予算案など20議案に加え、本日追加提案させていただいた2議案を含めまして計22議案につきまして慎重な御審議を賜り、それぞれ原案のとおり御決定いただきまして、まことにありがとうございました。

議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては、今後、十分検討させていただきたいと存じます。

さて、政府は2017年度補正予算案の中で、減災・防災対策、待機児童解消に向けた保育所整備や少子化対策、農業対策などを盛り込む方針であります。また、平成30年度予算案についても補正予算案と平行して検討を進め、今月22日に閣議決定する予定で、子育て支援などの人づくり革命や、地方創生などを含めた企業の競争力を高める生産性革命に重点配分し、厳しい財政状況を踏まえ、歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを進めるとの方針であります。

本町といたしましても、今後、本格的に新年度の予算編成に着手いたしますが、こうした政府方針などの情報収集に努めながら、安定した行政運営と住民ニーズに配慮した事業を積極的に実施してまいります。

そして、この議会に私自身、次期町長選への立候補を表明させていただきました。矢掛町に活力と賑わいをもたらし、町民の皆様と一緒に明るい未来を築いていけるよう、一流のふるさとを目指して頑張っていく所存でございますので、議員の皆様には一層の御支援と御協力を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

最後になりましたが、これから年の瀬に向け、何かと慌しさを増してまいります。どうかお体には十分御注意いただきますとともに、輝かしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は、大変ありがとうございました。

○議長（江尻健二君） 以上をもちまして、閉会といたします。

議員の皆様、また職員の皆様には、これから寒さも一段と厳しくなりそうですので、年末年始に向けて、どうぞお体に御自愛ください。良いお年をお迎えください。

それでは皆さん、お疲れさまでございました。

なお、この後、11時20分から全員協議会を開催いたしますので、議員の皆様、関係職員には、全員協議会室へ御参集ください。お疲れさまでした。

午前10時55分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員